

# 大分県受入基本要領(中間整理)

～要避難地域(沖縄県・石垣市)、避難先地域(大分県・大分市、別府市、日田市、由布市、九重町)～

# 前提条件の整理

- 1 受入基本要領（中間整理）は、避難当初の概ね1か月から長期化を見据えた検討範囲とし、令和6年度に作成した初期的な計画を更に具体化した成果及び令和7年度の新規検討項目の成果を取り纏めて整理**
  - ▶ 初期的な計画の更なる具体化として、輸送手段の確保、収容（宿泊）施設の供与、食品・飲料水、生活必需品等の調達・提供、避難者の健康管理、通信設備の提供に係る事項及び令和6年度の検討課題について検討するとともに、受入市町の検討範囲を拡大し、大分市に加え、別府市、日田市、由布市、九重町の5市町を対象に検討する。
  - ▶ 令和7年度の新規検討項目として、国から提示された、要配慮者の受入調整、中長期の収容施設の提供、就学再開、就労支援の検討を行う。
- 2 救援の内容は、国民保護法第75条の第1号から第4号及び第7号から第8号の範囲の具体化を検討**
  - ▶ 第1号 収容施設の供与
  - ▶ 第2号 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - ▶ 第3号 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - ▶ 第4号 宿泊施設等の避難所への保健師の派遣、巡回診療、透析等患者の通院先案内手順の整理など避難者の健康管理に関すること
  - ▶ 第7号 電話その他の通信設備の提供
  - ▶ 第8号 応急修理、学用品の給与

※上記の実施に伴う、輸送や連絡等の付随的な業務は、それぞれの救援に含まれている。
- 3 航空機で大分県に避難する住民は全て福岡空港に到着することとし、福岡空港から各避難先連絡所までは大分県が確保した輸送手段により輸送**
  - ▶ 令和7年度の検討は、沖縄県が作成する要配慮者を含まないフライトスケジュール案に基づき検討を行う。
- 4 ホテル、旅館等の宿泊施設は全室空室、一定期間の一括借上げができるものとして検討**
  - ▶ 短期間の借上げとなれば、貸す側との調整が円滑に進まない想定されることから、一定期間の借上げを実施する。  
例：1年間以上の借上げ等（最低借上げ期間については災害事例などから設定する）
  - ▶ 貸す側が安心して空室を提供できる前提とする。
- 5 沖縄県からの避難住民の受入は「特定の有事を想定したものではない。」**

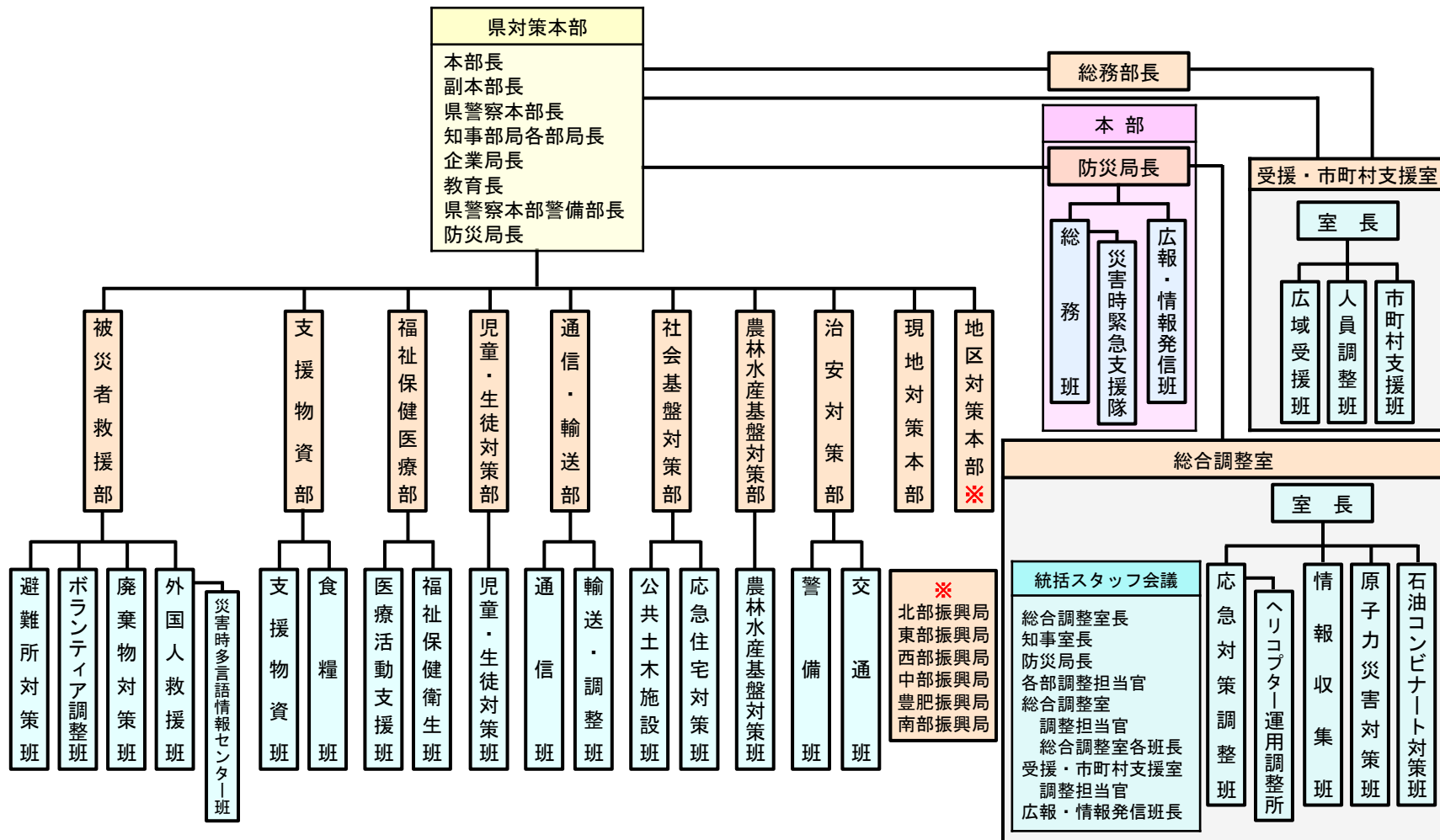
検討上の想定として、国が武力攻撃予測事態を認定し、要避難地域（沖縄県）と避難先地域（九州・山口各県）が指定され、避難先地域は平時の状態であり、円滑な住民避難を進めるため、政府が国民等に対し自粛要請を行い、避難先地域（九州・山口各県）の各施設の使用は全てキャンセルされた状態としている。

# 大分県国民保護対策本部

令和8年3月  
大分県

# 国民保護措置の実施体制 大分県国民保護対策本部(組織図)

- 大分県では、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織・会議について条例を定めている  
(大分県国民保護対策本部及び大分県緊急処理事態対策本部条例)
- 大分県国民保護計画の運用において、本計画に定めのない事項は大分県地域防災計画等を例にする
- 大分県国民保護計画において県緊急事態連絡本部及び県国民保護対策本部の設置等について計画している
  - ・ 県対策本部内に対策本部会議及び各部室を、各振興局内に地区対策本部を設置する
  - ・ 県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県振興局内等に県現地対策本部を設置し、現地対策本部の指揮の下に地区対策本部は活動する



# 初期的な計画の更なる具体化

～要避難地域(沖縄県・石垣市)、避難先地域(大分県・大分市、別府市、日田市、由布市、九重町)～

# 受入基本要領での救援の内容及び役割分担等について

- 法に定める救援内容のうち、避難住民受入れに求められる以下の事項を取り扱う。
  - 救援の実施にあたり国民保護法に規定がない場合は、自然災害時の対応方法を準用して取り扱いを検討。
  - 要避難県、避難先県等の関係県の調整要領、流れ等については、九州・山口各県の武力攻撃災害等時の相互応援協定に基づくマニュアル※を参考とする。
- ※県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル(平成20年3月 九州・山口各県国民保護主管課(室)長会議)

## 【救援等の実施項目】

項目	調整内容	調整主体	本受け入れ基本要領での取扱
収容施設の供与	宿泊施設の手配	県 市町	県が施設を確保 市町が施設に避難者を割振り
食品の給与及び飲料水の供給	食料・飲料水の手配 (現物支給が原則)	県	県が調達 市町が配布
生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具等の手配 (現物支給が原則)	県	県が調達 市町が配布
医療の提供及び助産	保健師派遣、巡回診療 透析等患者通院案内等	県	県が処置
被災者の捜索及び救出			検討の対象外
埋葬及び火葬			
電話その他の通信設備の提供	電話・通信設備の手配	県	県が処置
学用品等の供与等	教科書及び給与可能な学用品 の手配	県	県が調達 市町が配布
避難住民の輸送	輸送手段の手配	県 市町	県が輸送手段を確保 県が空港～避難先連絡所の輸送を調整 市町が避難先連絡所～宿泊施設の輸送を調整

# 大分県における救援の方針

## 収容施設の供与

- 宿泊施設での受入れを基本とし、大分県が宿泊施設を確保  
当該施設で即座に受け入れることができない場合に備えて、避難先連絡所にも宿泊可能な体制を確保
- 避難先連絡所の開設・運営は、県の計画を基に受入市町の状況に応じて実施
- 医療・福祉関係の団体やボランティア団体と連携  
(患者発生に備えて近隣医療機関等と連携、保健師の訪問による健康管理、職能団体による精神面の支援など)
- 避難住民に対する情報提供体制の確保、生活相談等窓口の設置

## 食品の給与及び飲料水の供給

- 大分県が食品・水を調達(不足分は受入市町と調整)、やむを得ない場合は現金支給又はクーポン配布等を検討
- 原則として、弁当を3食を提供、大分県が事業者に委託し費用を支弁
- 宿泊施設で支給費用以内の提供が可能な場合は、宿泊施設が提供

## 生活必需品の給与又は貸与

- 大分県が必要物資を調達(不足分は受入市町と調整)
- 不足品等の管理・供給体制の確保

## 医療の提供及び助産

- 健康管理窓口の設置は大分県が処置、市町と協力して運用
- 宿泊施設への保健師の派遣、巡回診療等健康管理に関する事項は大分県として処置

## 電話その他の通信設備の提供

- 電話その他の通信設備の提供は大分県として処置

## 避難住民の輸送

- 福岡空港からの避難住民の受入れは、大分県が手配したバスで輸送
- 福岡空港～避難先連絡所までの輸送に際しては、添乗員、受入県市町職員、委託事業者等の人員が同行(避難元自治体職員の同行は検討)
- 避難先連絡所～宿泊施設までの輸送に際しては、受入市町職員や添乗員等が同行

# 大分県における救援の方針

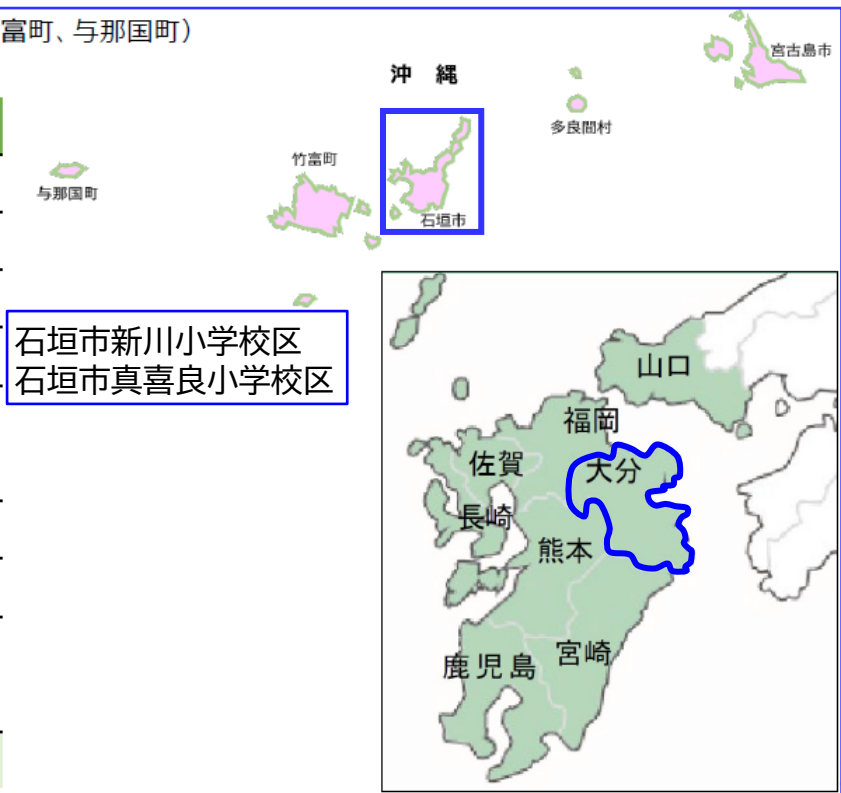
救援等の内容	考え方	対応者 (受入先)	主な関係者	主な関係省庁
<b>1 拠点施設</b>				府防災・消防庁
(1) 避難先連絡所	避難住民受入窓口／一時宿泊／役場機能	県・市町	石垣市	
<b>2 収容施設(避難住民受入れ)の供与</b>				府防災・消防庁・国交省・厚労省・農水省・経産省
(1) 宿泊施設	受入基本施設	県(市町)	関係事業者	
(2) 公営住宅等	受入基本施設が不足する場合の受入れ先	県・市町		
(3) 避難者の施設の割振り	市町作成の要領による	市町		
(4) 情報提供体制	避難住民に対する情報提供 生活相談窓口の設置	県・市町	石垣市	
(5) 生活・健康等相談窓口	設置場所／体制／関係機関との連携	県・市町	医療・福祉	
(6) その他	基礎的資料、外部委託			
<b>3 避難住民の輸送</b>				国交省・消防庁
(1) 空港⇒避難先連絡所	経路／方法／その他	県	空港／関係事業者	
(2) 避難先連絡所⇒宿泊施設	経路／方法／その他	県・市町	関係事業者	
(3) その他	基礎的資料			
<b>4 食品の給与及び飲料水の供給</b>				府防災・農水省・国交省
(1) 準備	調達／輸送 弁当／食事提供(外部委託、宿泊施設等)	県(市町)	関係事業者	
(2) 提供方法	配布(宿泊施設)／食堂(宿泊施設)		関係事業者	
(3) その他	留意事項			
<b>5 生活必需品の給与又は貸与</b>				府防災・経産省・厚労省・農水省・消防庁・国交省
(1) 準備	ニーズ／調達／保管／輸送	県・市町	関係事業者	
(2) 提供方法	配布(拠点施設＋配送手段)／宿泊施設)	県・市町	関係事業者	
(3) その他	留意事項			
<b>6 医療の提供及び助産</b>				厚労省
(1) 健康管理	健康管理	県(市町)	関係事業者	
<b>7 電話その他の通信設備の提供</b>				経産省
(1) 電話・通信設備	電話・通信設備	県	関係事業者	
<b>8 中長期的な支援等</b>				
(1) 教育		県・市町		文科省・こども庁
(2) 就業		県		厚労省・経産省・農水省
(3) その他				

# 沖縄県(石垣市)からの避難住民の県内市町への受入人口、受入世帯

○ 要避難地域（島外避難）：沖縄県先島5市町村（石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町）

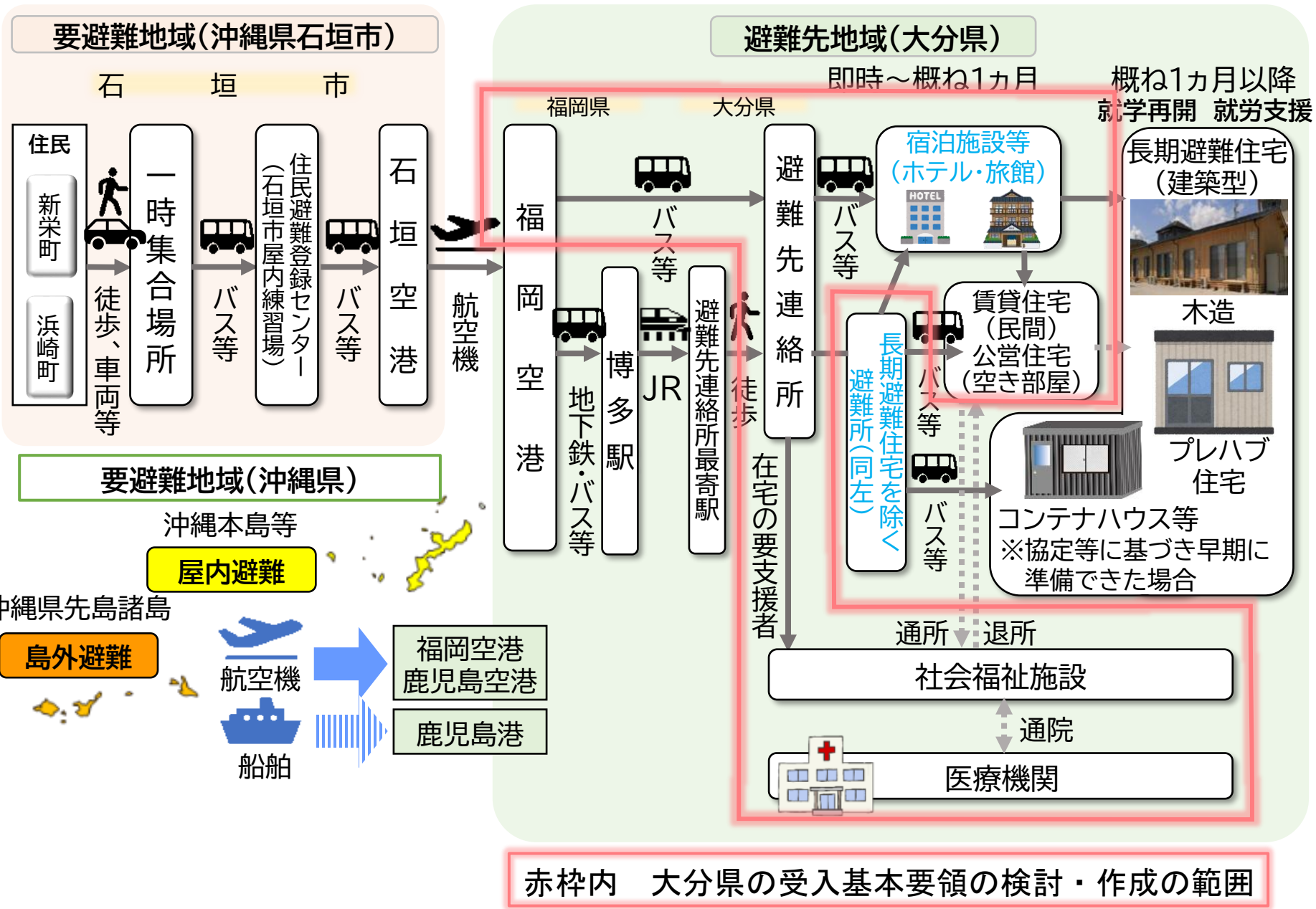
○ 避難先地域：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

要避難地域	人口	避難先地域	受け入れ人数
与那国町	1,700	佐賀県	1,700
竹富町	4,200	長崎県	4,200
石垣市	50,100	山口県	12,600
		大分県	10,500
宮古島市	55,700	福岡県	47,400
		宮崎県	9,800
		鹿児島県	13,800
多良間村	1,100	熊本県	12,800
合計	112,800		112,800



小学校区	大字	受入人数		受入世帯数		受入市町
新川小学校 (あらかわ)	新栄町(しんえいちょう)	2,361	3,448	1,297	1,891	大分市
	浜崎町(はまさきちょう)	1,087		594		
	新川(あらかわ)		1,950		1,069	由布市
	美崎町(みさきちょう)		402		298	九重町
真喜良小学校 (まきら)	新川(あらかわ)		4,536		2,371	別府市
	石垣(いしがき)		208		91	日田市
合計			10,544		5,720	大分県

# 石垣市の避難住民の受入全体イメージ



# 県と市町の役割分担及び委任等で実施する事務

## ○ 都道府県と市町村の役割分担

救援に関する業務	県対策本部	市町対策本部
収容施設の供与	○調整主体（外部委託を含む。） ○宿泊施設の確保、全般状況の把握 →被災者救援部	○実施主体 ○宿泊施設への入居、滞在間の避難住民の支援 →総合統括部、被災者救援部
中長期の収容施設の供与	○調整主体（外部委託を含む。） ○民間賃貸住宅及び公的住宅の確保、全般状況の把握 →福祉保健医療部、社会基盤対策部	○実施主体 ○民間賃貸住宅の供与、細部手続き等に関する避難住民の支援 →住宅対策部
食品・飲料等の給与 生活必需品等の給与又は貸与	○調整主体（外部委託を含む） ○食品の給与、飲料水の供給、生活必需品等の確保、 輸送手段の確保、全般状況の把握 →支援物資部、通信輸送部	○実施主体 ○食品の給与、飲料水の供給、生活必需品等の給与又は貸与に 関する避難住民の支援 →総合統括部、物資支援部、被災者救援部、地域対策部、 保健医療部
通信設備の提供	○調整主体 ○事業者及び宿泊施設との調整、全般状況の把握 →通信輸送部	○設置主体 ○避難先連絡所への通信設備の設置に関する個別調整 →総合統括部
学用品の供与	○調整主体 ○学用品の確保（教科書を含む。）、就学再開、 全般状況の把握 →児童生徒対策部	○実施主体 ○学用品の供与（教科書を除く。）及び就学再開に関する避難 住民の支援 →総合統括部、児童生徒対策部
避難住民の台帳管理	○全般管理主体 ○情報収集・更新、市町への提供 →受援市町村支援室、総合調整室、被災者救援部	○個別管理主体 ○情報収集・更新、県への提供 →総合統括部、被災者救援部
受援体制の調整	○調整及び実施主体 ○受入・派遣の調整、受入・派遣の実施、全般状況の把握 →受援市町村支援室	○調整及び実施主体 ○受入の実施、派遣の実施 →総合統括部

## ○ 主たる救援の業務を委任等で実施する事務

### ● 収容施設の供与

被災者救援部で対応が困難な場合は、宿泊施設の確保、割当等に関する事項を旅行代理店等に要請  
(無償で委託できず、雇上げする場合は、内閣府に対して費用負担に関する協議が必要となるため、事前に総務班に協議の依頼を行う必要あり)

### ● 食品・飲料等の給与及び生活必需品等の給与又は貸与

支援物資部、通信輸送部で対応が困難な場合は、弁当や食品・飲料、生活必需品等の調達、納入、在庫管理、輸送・配送等を一元的に実施できる事業者等に要請  
また、生活必需品等の保管倉庫の確保、借上を大分県倉庫協会を通じ貸倉庫業者等に要請  
(有償の場合は、内閣府に対して費用負担に関する協議が必要となるため、事前に総務班に協議の依頼を行う必要あり)

### ● 中長期の収容施設の供与

福祉保健医療部、社会基盤対策部で対応が困難な場合は、民間賃貸住宅等の供与リストの作成、募集、契約、入退去、家賃の支払い等に関する事項を不動産関係  
団体や専門業者等に要請

(有償の場合は、内閣府に対して費用負担に関する協議が必要となるため、事前に総務班に協議の依頼を行う必要あり)

# 輸送計画案について

## 考え方

○福岡空港からの大分県への輸送については、準備等に万全を期すため、大分県が手配

※福岡空港から避難先連絡所(各受入市町)までの避難住民の輸送は「避難」と整理し、その輸送手段の確保は一元的に避難元都道府県である沖縄県の実施すべき措置であるところ、法13条の規定により当該措置を大分県で実施する。

○福岡空港から受入れ先までは路線バスも運行しているが、避難住民の移動時の健康管理や、受入れ先到着後の円滑な宿泊施設への移動等を考慮し、貸切バス(観光バス)による移動とする。

## 大分県の整理

### 〈移送手段の確保について〉

#### ■福岡空港～避難先連絡所間

- ・大型バスを別紙のとおり福岡空港への到着に合わせて運行
- ・各バスには添乗員、受入県市町職員、委託事業者等を配置(避難元自治体職員の配置は検討)

#### ■避難先連絡所～各宿泊施設間

- ・大型バスを利用して避難者を避難先連絡所から各宿泊施設まで輸送する。
- ・滞在中の移動手段としては、公共交通機関を活用してもらうよう案内
- ・ニーズがあれば、行政手続きのため避難先連絡所～各宿泊施設間の循環バスの運行も検討

※台数、運行区間、運行期間は利用状況に合わせて調整

# 輸送計画案について

## 大分県内交通事業者のバス保有数及び確保の考え方

事業者名	保有台数		
	大型	中型	小型
A 社	26	3	5
B 社	28	0	0
C 社	14	2	0
D 社	3	2	5
E 社	22	3	8
F 社	7	2	2
G 社	10	3	6
H 社	4	2	4
I 社	3	5	0
J 社	8	3	2
K 社	0	2	2
合計	125	27	34



貸切バス  
実稼働台数想定(※)

約7割程度

(※)実稼働台数 車両+乗務員で運行可能となる台数

約87台

# 【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(1日目)

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				別府市(2時間30分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川(1,980)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:35
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:50
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:00
		9:45	11:45	320	バス7台	12:45	15:15
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	15:55
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:00
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:10
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	16:20
別府市計				1,980人	45台	到着予定時刻は、途中、トイレ休憩 1回(約45分)を含む。	

# 【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(2日目)

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				別府市(2時間30分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川(1,995)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:35
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:50
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:00
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:15
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	15:55
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:00
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:10
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	16:20
別府市計				1,995人	45台	到着予定時刻は、途中、トイレ休憩 1回(約45分)を含む。	

# 【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(3日目)

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				別府市(2時間30分) 日田市(1時間45分) 大分市(2時間45分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川(561)	9:05	11:05	274	バス6台	12:05	14:35
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40
		9:20	11:20	122	バス3台	12:20	14:50
43	バス1台			14:05			
日田市	石垣市 真喜良小学校区 石垣(208)	9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:15
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
335	バス7台			13:25	16:10		
165	バス4台			13:30	16:15		
165	バス4台			13:40	16:25		
大分市	石垣市 新川小学校区 浜崎町(1,000)	10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
	石垣市 新川小学校区 浜崎町(87) 新栄町(78)	10:50	12:50	87	バス4台	13:50	16:35
				78			
	石垣市 新川小学校区 新栄町(324)	11:05	13:05	324	バス7台	14:05	16:50
別府市計				561人	13台		
日田市計				208人	5台	到着予定時刻は、途中、トイレ休憩 1回(約45分)を含む。	
大分市計				1,489人	33台		

# 【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(4日目)

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				大分市(2時間45分) 由布市(2時間15分)
大分市	石垣市 新川小学校区 新栄町(1,830)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:50
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:55
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	15:05
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:15
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
由布市	石垣市 新川小学校区 新栄町(129) 新川(36)	10:50	12:50	129	バス3台	13:50	16:35
				36	バス1台		16:05
	石垣市 新川小学校区 新川(335)	11:05	13:05	335	バス7台	14:05	16:20
大分市計				1,959人	44台	到着予定時刻は、途中、トイレ休憩 1回(約45分)を含む。	
由布市計				371人	8台		

# 【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(5日目)

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				由布市(2時間15分) 九重町(2時間00分)
由布市	石垣市 新川小学校区 新川(1,486)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:20
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:25
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:35
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:45
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:00
		10:25	12:25	321	バス7台	13:25	15:40
九重町	石垣市 新川小学校区 新川(93) 美崎町(72)	10:30	12:30	93	バス2台	13:30	15:45
				72	バス2台		15:30
	石垣市 新川小学校区 美崎町 (330)	10:40	12:40	165	バス4台	13:40	15:40
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	15:50
由布市計				1,579人	35台	到着予定時刻は、途中、トイレ休憩 1回(約45分)を含む。	
九重町計				402人	10台		

## 【輸送計画】福岡空港からのバス輸送総括表

	避難先自治体	避難元自治体地区名		人数	バス台数	日計
1日目	別府市	真喜良小学校区	新川	1,980人	45台	45台
2日目	別府市		新川	1,995人	45台	45台
3日目	別府市	真喜良小学校区	新川	561人	13台	51台
	日田市		石垣	208人	5台	
	大分市	新川小学校区	浜崎町	1,087人	33台	
			新栄町	402人		
4日目	大分市	新川小学校区	新栄町	1,959人	44台	52台
	由布市		新川	371人	8台	
5日目	由布市	新川小学校区	新川	1,579人	35台	45台
	九重町		新川小学校区	美崎町	402人	
合計				10,544人	238台	

要避難地域	人口	避難受入県	受入数
与那国町	1,700人	佐賀県	1,700人
竹富町	4,200人	長崎県	4,200人
石垣市	50,100人	山口県	12,600人
		大分県	10,500人
		福岡県	27,000人

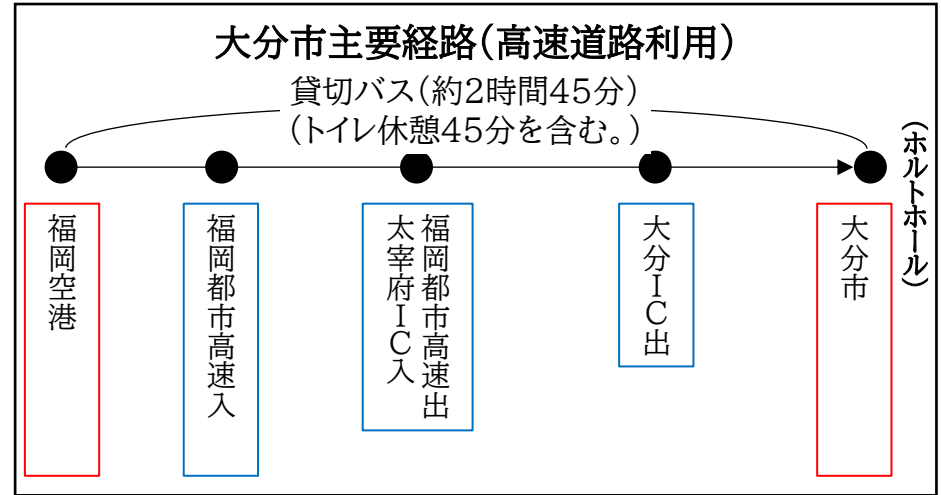
# 【輸送計画】福岡空港～大分市、別府市(避難先連絡所)までの主要な経路等

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

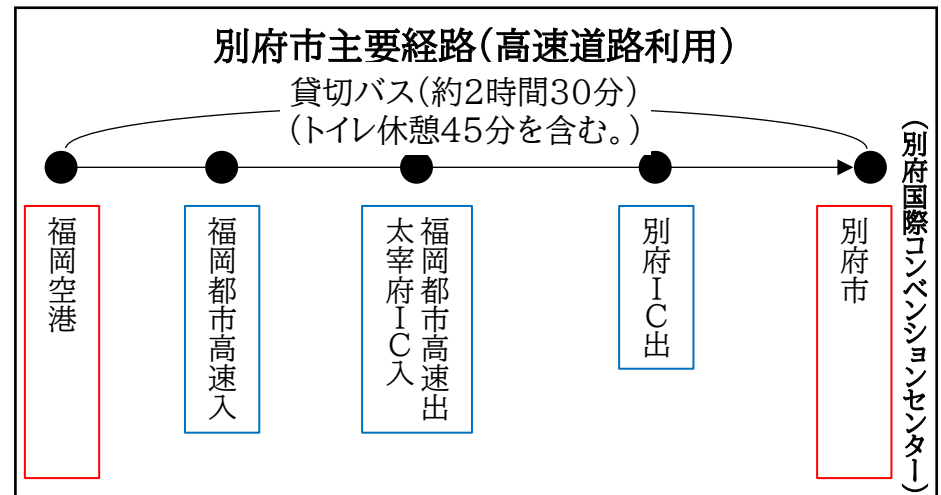
- 福岡空港到着後は、以下の経路で大分市、別府市の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



地図:Google Map



地図:Google Map



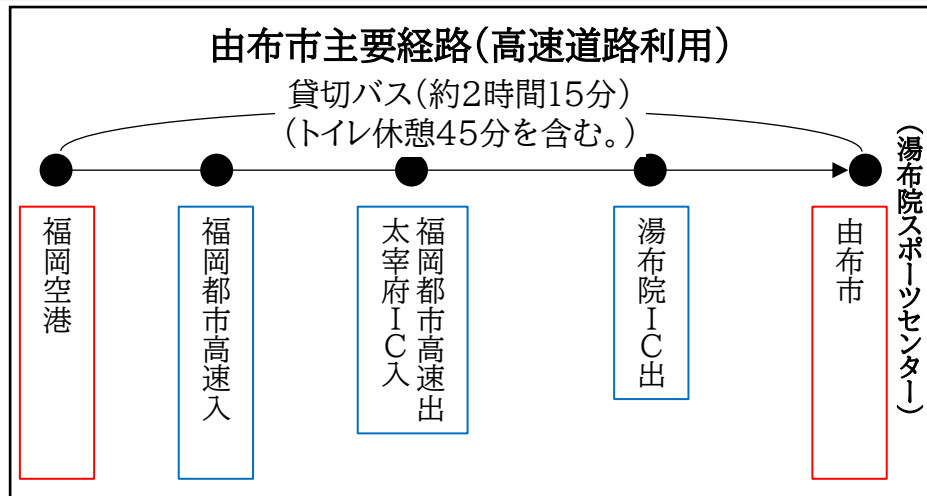
# 【輸送計画】福岡空港～由布市、日田市(避難先連絡所)までの主要な経路等

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

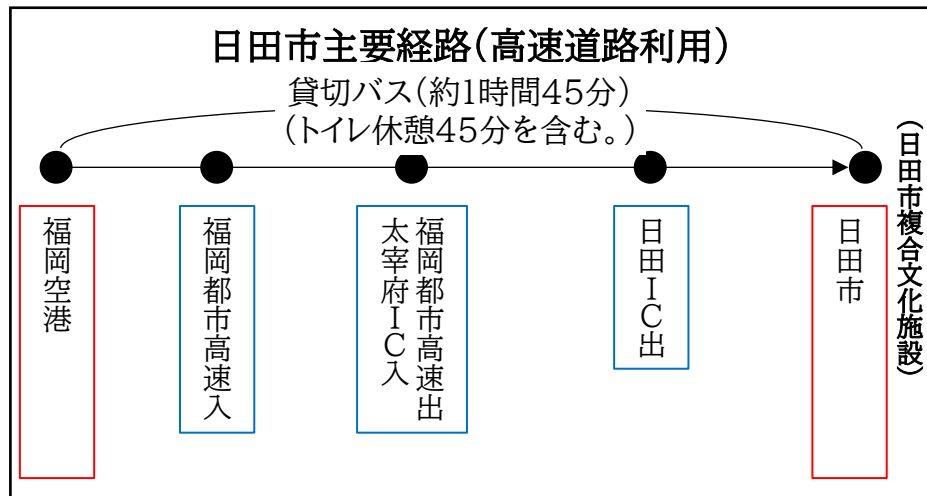
- 福岡空港到着後は、以下の経路で由布市、日田市の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



地図:Google Map



地図:Google Map



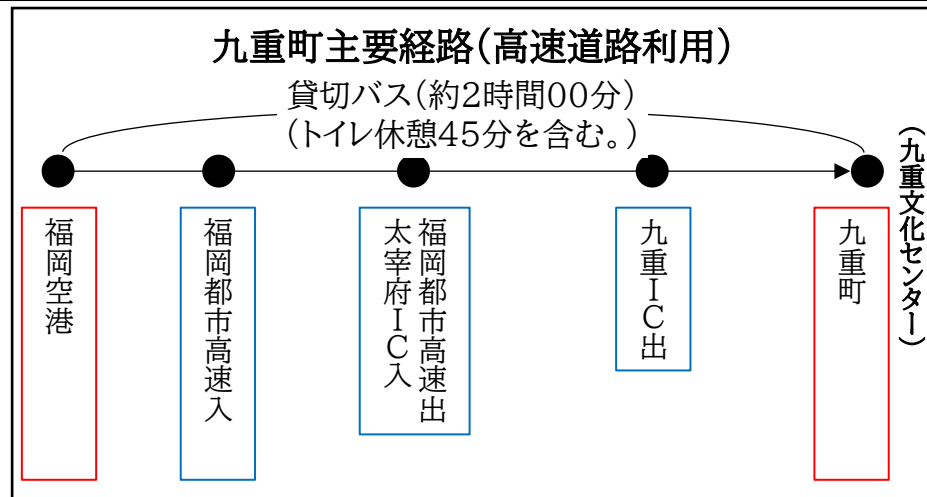
# 【輸送計画】福岡空港～九重町(避難先連絡所)までの主要な経路等

(令和7年度に沖縄県が作成したフライトスケジュールに基づくモデル検討)

- 福岡空港到着後は、以下の経路で九重町の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



地図: Google Map



## <経路と所要時間の考え方>

- ✓ 「太宰府IC」より九州自動車道、並びに大分自動車道を経由した経路での輸送を基本とするが、途中の道路状況(※)を鑑み、下記の2パターンでの経路にて想定

- ① 太宰府IC～九州自動車道・大分自動車道を通る経路
- ② 小倉回りで東九州自動車道・大分自動車道を通る経路

- ✓ 通常の所要時間に「トイレ休憩(途中1回想定)」に係る時間(約45分)を加算して想定

# 避難先連絡所と各宿泊施設間の輸送要領

## 輸送案

- 到着した避難先連絡所から避難住民を宿泊施設に輸送するために貸切バスを運行。なお、貸切バスは、福岡空港からの輸送に使用したバスをそのまま活用
- 貸切バスは避難住民が避難先連絡所に到着して約90分～120分(本人確認などの諸手続き後)を目安に出発
- 滞在中の移動手段としては公共交通機関を活用してもらうように案内  
ニーズがあれば、避難先連絡所を起点及び終点として、宿泊施設との循環バスの運行を検討  
※台数等は状況に応じて要調整

## 調整事項等

- ①避難者到着後の貸切バスの運行に係る体制  
→バス事業者による運行管理等の調整、連絡調整要員を各バスへ配置(委託予定)
- ②輸送時間に受付を実施する等の取組による、受入業務時間の短縮
- ③滞在中の移動手段として公共交通機関の利用支援の検討  
ニーズにより循環バスを運行する必要がある場合は、九州運輸局との調整(許可等の申請手続き)

## JRや路線バス等の利用について

- 長期間の避難生活においては、買い物や通院、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定される。
- 一般の公共交通機関の利用について案内するほか、避難住民からのニーズに応じて循環バスの運行も検討する。

# 【大分市】避難先連絡所(ホルトホール大分)と各宿泊施設間の輸送要領

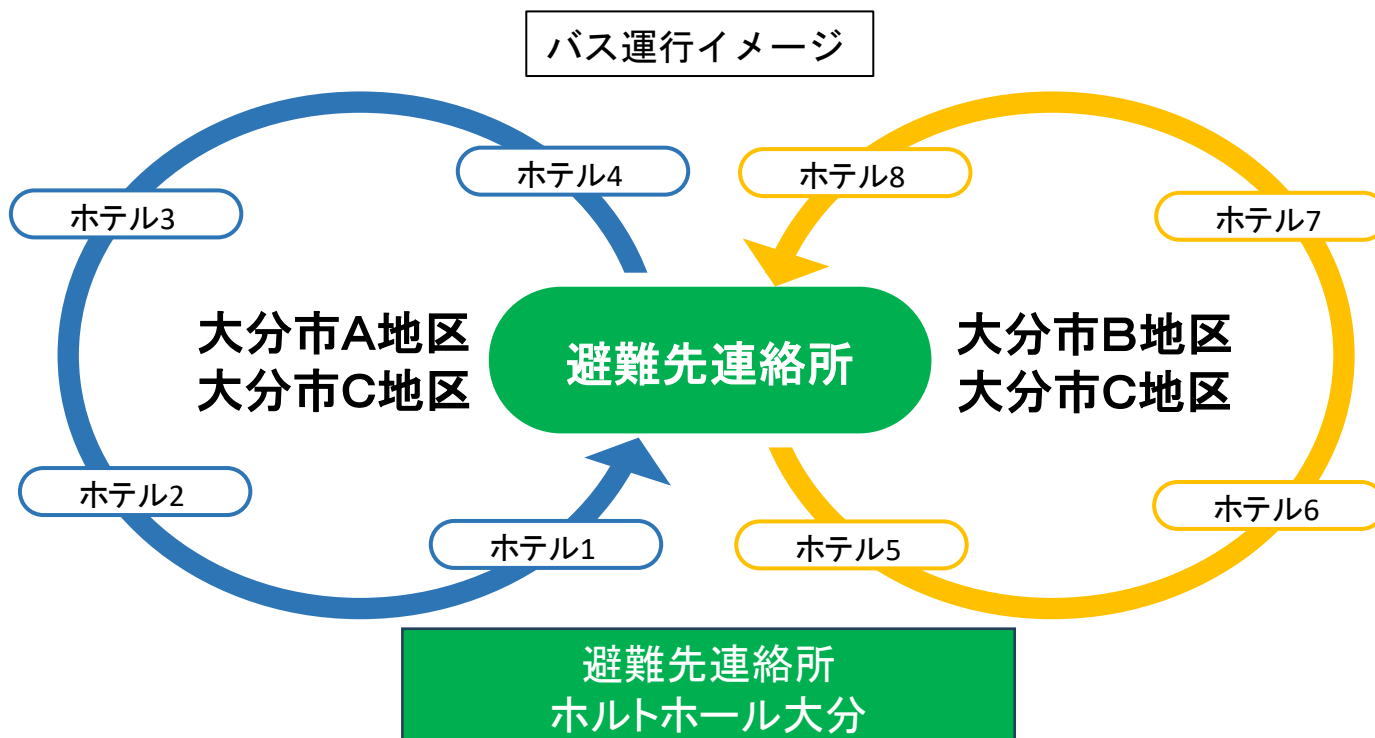
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難住民を各宿泊施設に輸送する

- 大分市の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行  
(大分市の避難者:2日間で3,448名)

○避難者の輸送完了後に、ホルトホール大分と宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



# 【別府市】避難先連絡所(別府国際コンベンションセンター)と各宿泊施設間の輸送要領

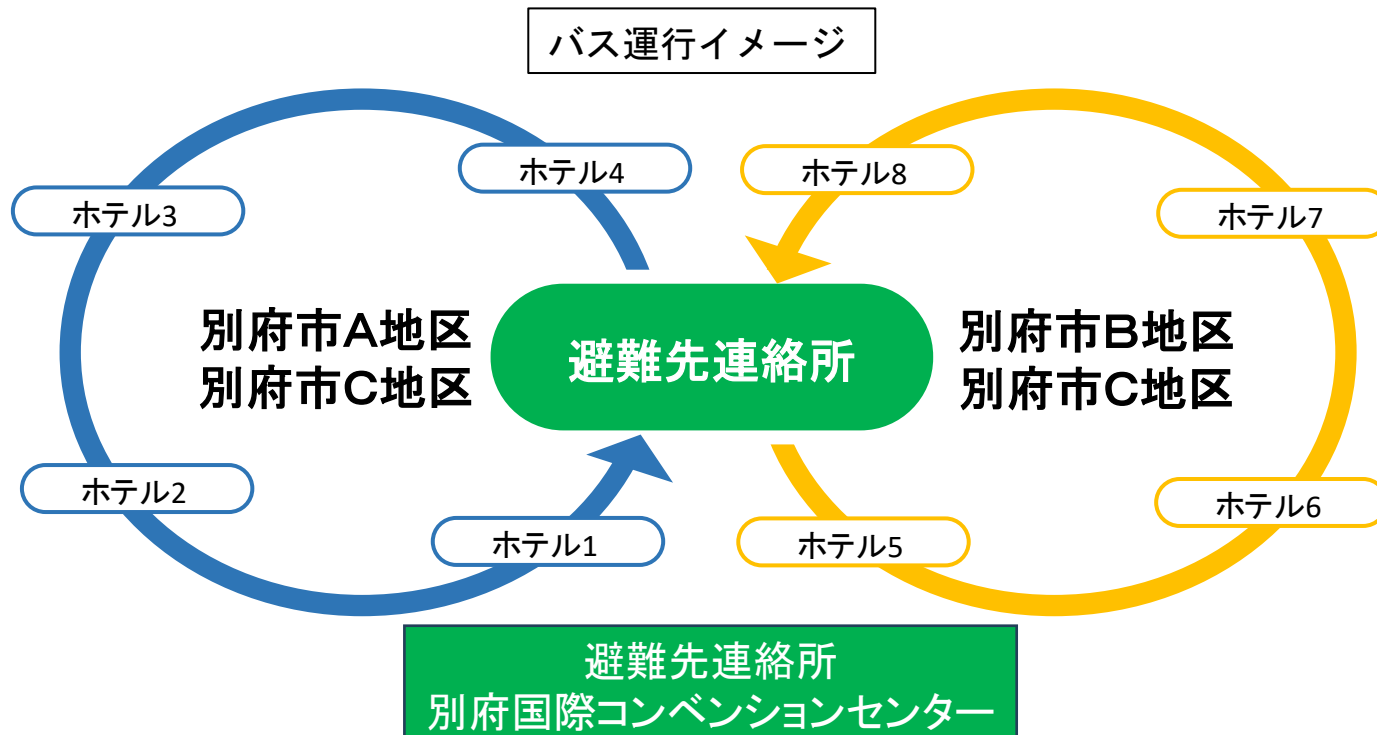
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難住民を各宿泊施設に輸送する

- 別府市の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行  
(別府市の避難者:3日間で4,536名)

○避難者の輸送完了後に、別府国際コンベンションセンターと宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



# 【日田市】避難先連絡所(日田市複合文化施設)と各宿泊施設間の輸送要領

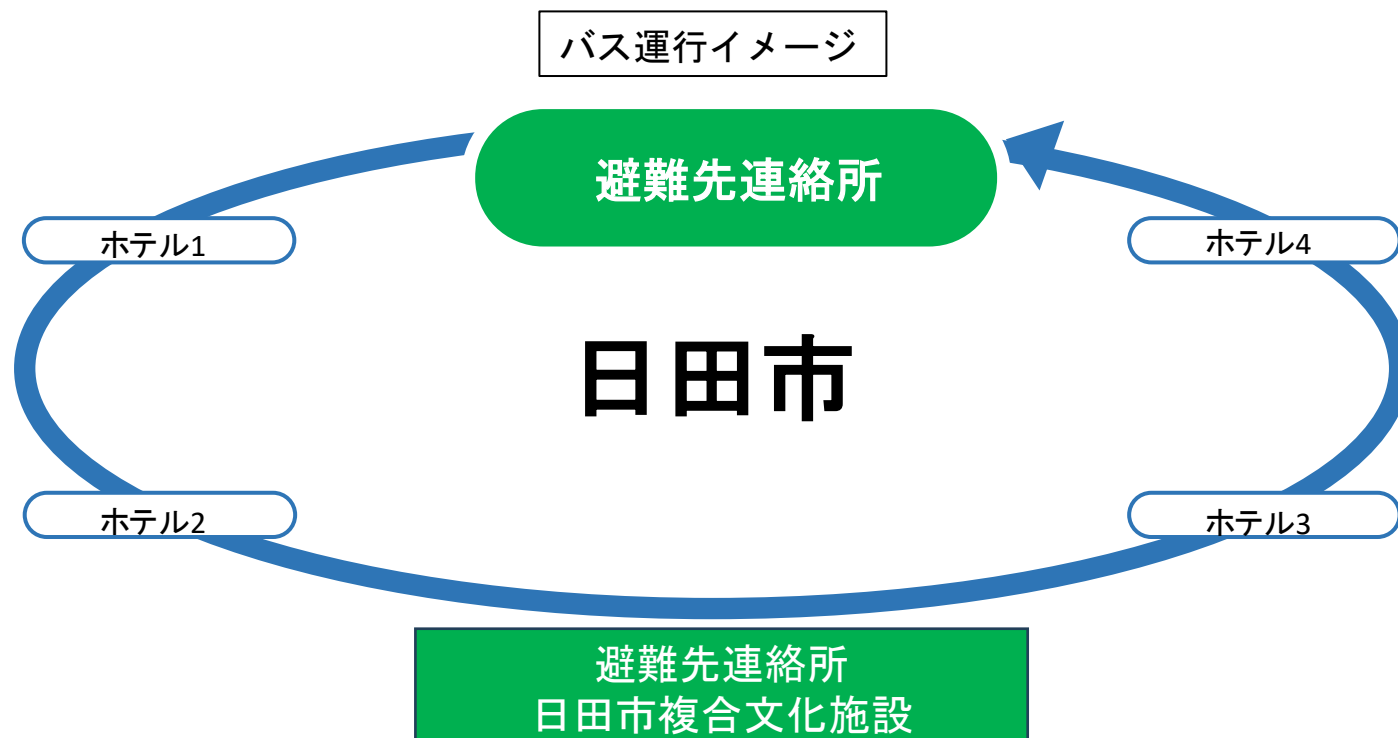
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難住民を各宿泊施設に輸送する

- 日田市の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行  
(日田市の避難者:1日で208名)

○避難者の輸送完了後に、日田市複合文化施設と宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



# 【由布市】避難先連絡所(湯布院スポーツセンター)と各宿泊施設間の輸送要領

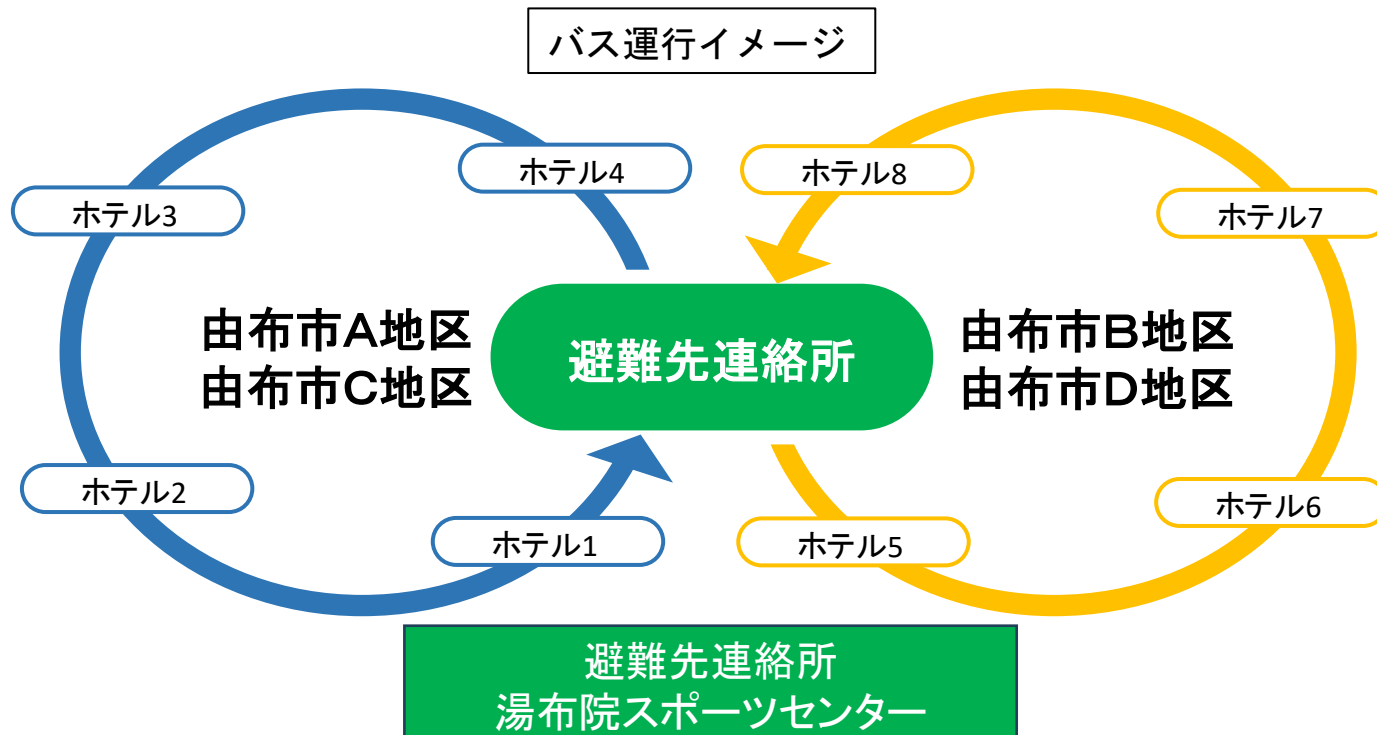
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難住民を各宿泊施設に輸送する

- 由布市の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行  
(由布市の避難者:2日間で1,950名)

○避難者の輸送完了後に、湯布院スポーツセンターと宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



# 【九重町】避難先連絡所(九重文化センター)と各宿泊施設間の輸送要領

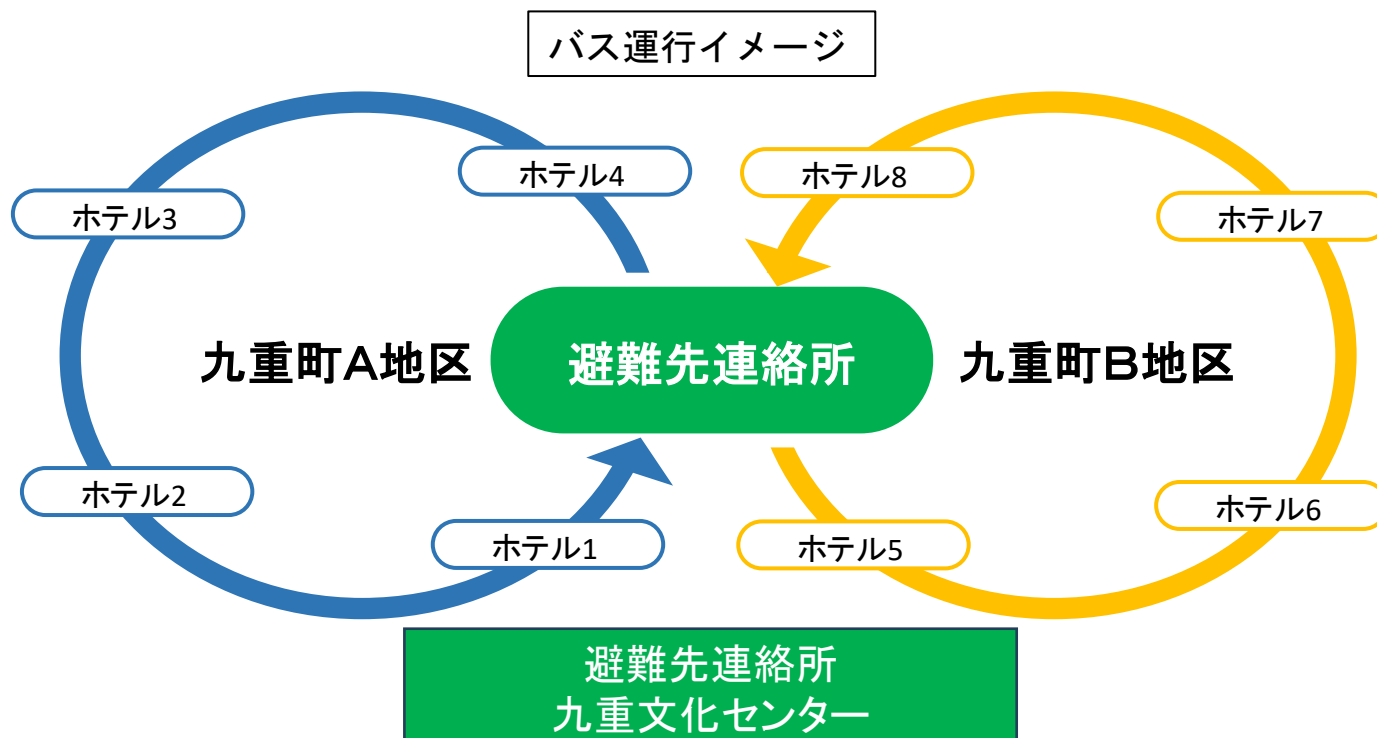
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難住民を各宿泊施設に輸送する

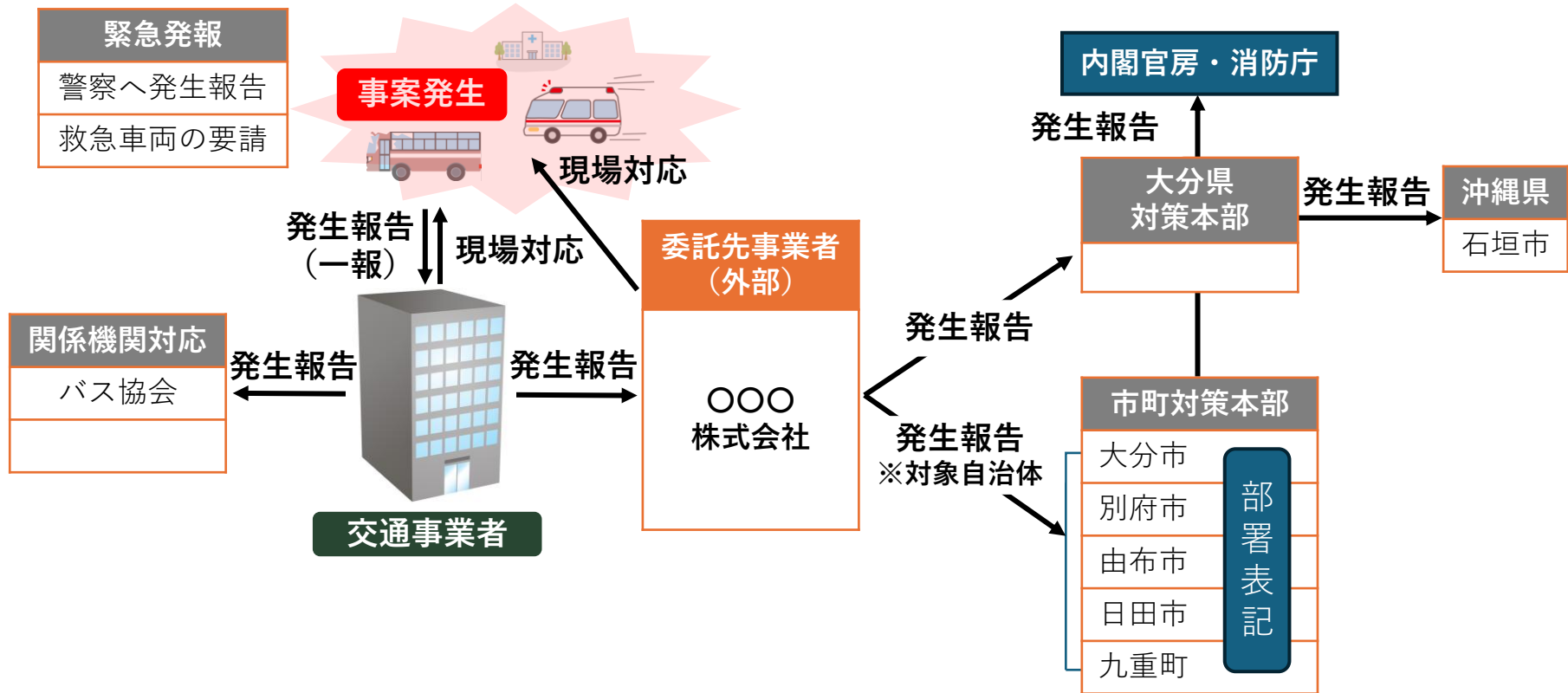
- 九重町の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行  
(九重町の避難者:1日間で402名)

○避難者の輸送完了後に、九重文化センターと宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



# 緊急事案発生時の対応



## <乗務員が対応可能な場合>

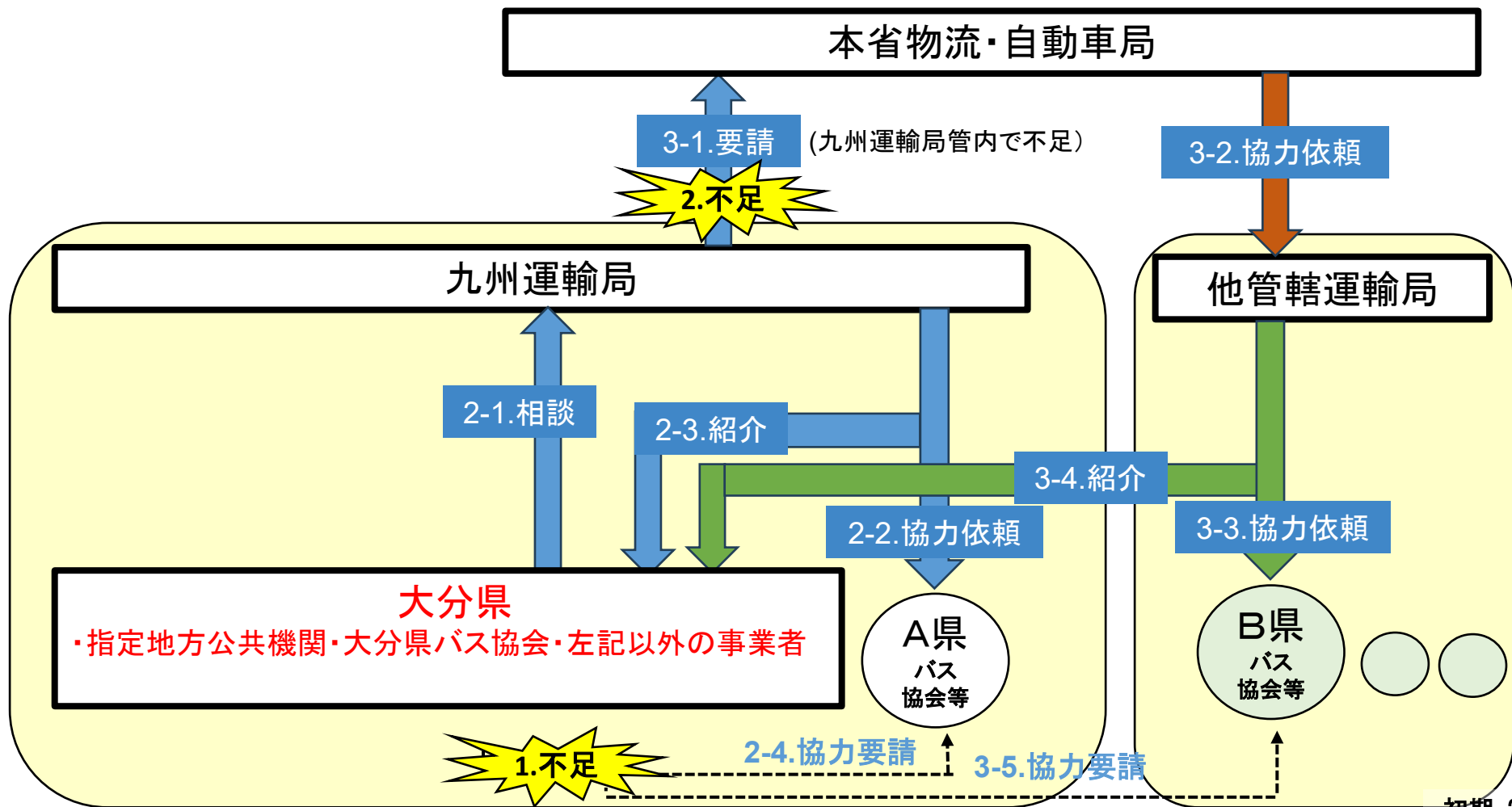
- ① 事案発生後、直ちに「緊急発報（警察/消防宛）」を行うと共に、所属先事業者へ報告
- ② 発生報告を受けた「所属先事業者」は、速やかに「発注元事業者（受託事業者）」「関係機関」へ報告
- ③ 「発注元事業者」は、速やかに「大分県/各市町の担当部署」へ発生の報告を行う

## <乗務員が対応不可の場合：上記①の対応方法について>

- ① 無線にて所属営業所に連絡を取り、指示をあおぐ
- ② 「業務用携帯」の使用が可能な状態であれば（携帯）にて連絡をいれ、指示を仰ぐ
- ③ 「無線/業務用携帯」いずれも使用が厳しい状況の場合は、「SOSボタン」で周囲に知らせる

# バス輸送力の提供先との協力体制イメージ

1. 大分県が協定締結しているバス協会等に協力要請。
2. <不足する場合>  
管轄運輸局である九州運輸局に相談。九州運輸局は管内のA県バス協会等に協力依頼し、大分県に紹介。  
その後、大分県がA県バス協会等に協力要請。
3. <九州運輸局管内で不足する場合>  
九州運輸局は本省物流・自動車局に要請。本省物流・自動車局は他管轄運輸局(中国運輸局等)に協力依頼。  
他管轄運輸局は管内のB県バス協会等に協力依頼し、大分県に紹介。大分県がB県バス協会等に協力要請。



# 通信設備の提供

## 1. 通信設備の提供に関する基本的考え方

- 救援による通信設備の提供は、避難住民のうち通信手段を失った者に対して、避難所等の通信環境を確認のうえ、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難所において電話その他通信設備を設置することによって行うものである。
- 通信設備（Wi-Fi設備）の提供は避難先連絡所及び宿泊施設に臨時に設置することによって県市町からのSNS、HPによる情報発信を自己の携帯電話等で確認できるようにするために行う。
- 状況により携帯電話を貸与する。（レンタル料や使用料は避難住民が負担することを基本とする。）

## 2. 関係者の役割分担

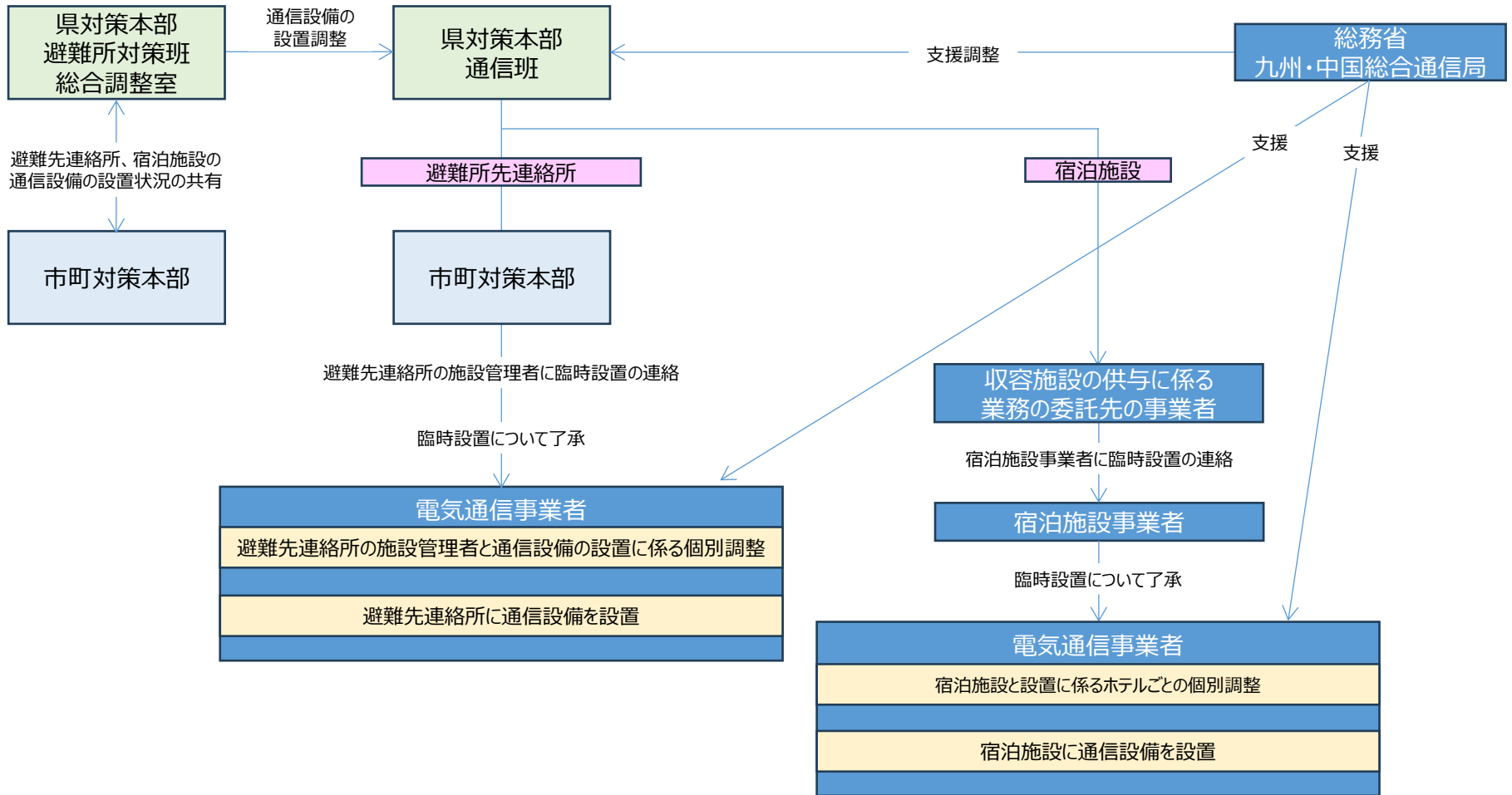
○通信設備の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	通信輸送部 通信班	電気通信事業者に通信設備の提供を協力要請 各避難先連絡所、各宿泊施設の通信設備の提供に係る調整及び要請
市町村対策本部	総合統括部	各避難先連絡所の通信設備の提供に係る細部調整
ホテル事業者	○ホテル ホテル△△	各宿泊施設への通信設備の提供に係る細部調整への協力
電気通信事業者 ※指定公共機関を 列挙	NTT西日本株式会社	県の要請に基づき各避難先連絡所及び各宿泊施設に通信設備を臨時に設置
	KDDI株式会社	
	ソフトバンク株式会社	
	株式会社NTTドコモ	
	楽天モバイル株式会社	
	○株式会社大分支店	
	△株式会社九州支社	
	◇九州大分支店	
内閣府政策統括官（防災担当）付		都道府県から救援の支援を求められたときは、必要な支援を実施
総務省九州・中国総合通信局		電気通信事業者との調整を支援

# 通信設備の提供

## 3. 全体調整フロー

○通信設備の提供に係る全体調整フローは以下の通り。



# 避難中の通信手段の提供について

## 前提条件

○避難住民は自身の携帯電話又は大分県が貸与した携帯電話を保有しており、少なくとも各世帯に1つは携帯電話が用意されているものとする。

## 大分県の整理

○避難中の電話については避難住民自身の携帯電話を利用。

○避難先連絡所及び宿泊施設でのインターネット利用環境については、各施設の通信設備を活用。

※宿泊施設にはWi-Fi設備あり

○万が一、宿泊施設等のWi-Fiが利用できない場合は、必要に応じて県から通信事業者に協力を要請する。

## 輸送手段の確保、通信確保に係る課題

### ①福岡空港から避難先連絡所までの輸送における、避難住民到着後からバス搭乗までの流れについて(令和8年度検討予定)

- ・福岡空港へ到着した避難住民を速やかにバスへ誘導するため、誘導人員の確保及びバスの駐停車位置や避難住民の動線について具体的に検討

### ②バス及びバス運転手等の確保に係る業務委託について

- ・避難元自治体職員、受入先自治体職員、県職員の人手が不足することが予想されることから、不測の事態に備えて必要予定数のバス台数の調整、運転手・添乗員の確保に係る業務について委託を検討

### ③到着後の避難先連絡所から各宿泊施設の輸送について

- ・輸送時間を活用し、避難先連絡所での受入業務時間の短縮を検討
- ・輸送ルートについて、避難先連絡所での動線等と併せて検討、空港周辺の渋滞により避難先連絡所への到着が遅れた場合の各宿泊施設及び輸送事業者への連絡や避難先連絡所での対応時間の延長の可否を確認

### ④宿泊施設への物資輸送について

- ・生活必需品、状況により食品・飲料等の輸送方針や手段について検討

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 考え方

- 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する**拠点施設(=避難先連絡所)**が必要。  
(主な機能)
  - ・避難住民の**受入窓口**(本人確認、健康状態の確認 等)
  - ・避難先施設(ホテル・旅館等)への輸送までの**一時的な宿泊先**
  - ・避難元自治体の**役場機能の一時的な移転先**
  - ・避難住民のコミュニティ維持等を目的に「**つどいの場**」としての機能
- 避難先連絡所の選定に当たっては、**必要な機能や広さなど受入先市町と調整の上、適当な施設**を決定する。  
(避難住民数によっては、複数の施設を選定)

## 避難先連絡所として使用予定の施設

### ○大分市

ホルトホール大分  
(大分市金池南一丁目5番1号)  
構造:地上4階、地下1階建て  
敷地面積:18,964.14㎡  
延床面積:36,904.66㎡

### ○別府市

別府国際コンベンションセンター  
(別府市山の手町12-1)  
構造:地上4階、地下3階建て  
敷地面積:32,300.8㎡  
延床面積:32,453.17㎡

### ○日田市

日田市複合文化施設AOSE  
(日田市上城内町2-6)  
構造:3階建て  
敷地面積:5,708.7㎡  
延床面積:4,370㎡

### ○由布市

湯布院スポーツセンター  
(由布市湯布院町川西1200番地1)  
構造:2階建て  
敷地面積:188,931㎡  
延床面積:1,425㎡

### ○九重町

九重文化センター  
(九重町大字後野上17番地の4)  
構造:地上2階(一部地下)  
敷地面積:5,349㎡  
延床面積:5,382.09㎡

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 大分市における拠点施設(避難先連絡所)について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の大分市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「ホルトホール」を避難先連絡所とした。

名称:ホルトホール大分  
構造:鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
地上4階、地下1階建て  
敷地面積:18,964.14㎡  
延床面積:36,904.66㎡

災害時の指定避難所として「福祉交流ひろば」が指定されている。



### 受入に関する調整項目

- ①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)  
→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等、約160名程度での避難先連絡所運営を想定。
- ②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→会議室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。
- ③各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→ホルトホールを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。
- ④大分市民への周知及び広報の時期・方法  
→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや市民のホルトホールの使用が制限されること等を大分県、大分市のHPや公式SNS等で周知する。  
既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 大分市における拠点施設(避難先連絡所)について

### 勤務員人数

大分市 受入人数 3日目:1,489人 4日目:1,959人

	3日目	4日目
県職員	10名(看護師等含む)	10名(看護師等含む)
市職員	10名(看護師等含む)	10名(看護師等含む)
委託先事業者	140名	140名
合計	160名	160名

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動 別府市(2時間30分) 日田市(1時間45分) 大分市(2時間15分)	
		石垣空港発	福岡空港着					
別府市	石垣市	9:05	11:05	274	バス6台	12:05	14:35	
	真喜良小学校区 新川町 (561)	9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40	
	石垣市	9:20	11:20	122	バス3台	12:20	14:50	
日田市	真喜良小学校区 石垣町 (208)	9:30	11:30	43	バス1台		14:05	
	石垣市	9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:15	
3 日 目	大分市	石垣市	9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
		新川小学校区 浜崎町 (1,000)	10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		石垣市	10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		浜崎町(87) 新栄町(78)	10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
	石垣市 新川小学校区 新栄町 (324)	10:50	12:50	87 78	バス4台	13:50	16:35	
	別府市計			561人	13台			
	日田市計			208人	5台			
大分市計			1,489人	33台				
4 日 目	大分市	石垣市	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:50
		新川小学校区 新栄町 (1,830)	9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:55
		石垣市	9:20	11:20	165	バス4台	12:20	15:05
		新川小学校区 新栄町 (1,830)	9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:15
		石垣市	9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
		新川小学校区 新栄町 (1,830)	10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		石垣市	10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		新川小学校区 新栄町 (1,830)	10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
	新川(36)	10:50	12:50	129	バス3台	13:50	16:35	
	由布市	石垣市 真喜良小学校区 新川 (335)	11:05	13:05	36	バス1台		16:05
大分市計			1,959人	44台				
由布市計			371人	8台				

## 本計画(石垣市⇒大分市)における検討

### 大分県の整理

○大分市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「J:COM ホルトホール大分(以下「ホルトホール」という)」を避難先連絡所として選定。

(主な理由)

- ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、個人スペースの設置が可能であること
- ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
- ・住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 別府市における拠点施設(避難先連絡所)について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の別府市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「ビーコンプラザ」を避難先連絡所とした。

名称:別府国際コンベンションセンター(ビーコンプラザ)  
構造:地上4階、地下3階建て

敷地面積:32,300.80㎡  
延床面積:32,453.17㎡

災害時の指定緊急避難場所及び地域内物資輸送拠点として指定されている。



### 受入に関する調整項目

- ①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)  
→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等、約50名～160名程度での運営を想定。
- ②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→地下1階中会議室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。
- ③各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→ビーコンプラザを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。
- ④別府市民への周知及び広報の時期・方法  
→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや市民のビーコンプラザの使用が制限されること等を大分県、別府市のHPや公式SNS等で周知する。  
既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 別府市における拠点施設(避難先連絡所)について

### 勤務員人数

別府市 受入人数 1日目:1,980人 2日目:1,995人 3日目:561人

	1日目	2日目	3日目
県職員	10名(看護師等を含む)	10名(看護師等を含む)	5名(看護師等を含む)
市職員	10名(看護師等を含む)	10名(看護師等を含む)	5名(看護師等を含む)
委託先事業者	140名	140名	40名
合計	160名	160名	50名

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス到着 別府市(2時間30分)	
		石垣空港発	福岡空港着					
1 日目	別府市 石垣市 真喜良小学校区 新川町 (1,980)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:35	
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40	
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:50	
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:00	
		9:45	11:45	320	バス7台	12:45	15:15	
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	15:55	
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:00	
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:10	
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	16:20	
		別府市計				1,980人	45台	
2 日目	別府市 石垣市 真喜良小学校区 新川町 (1,995)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:35	
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40	
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:50	
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:00	
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:15	
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	15:55	
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:00	
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:10	
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	16:20	
		別府市計				1,995人	45台	
3 日目	別府市 石垣市 真喜良小学校区 新川町 (561)	9:05	11:05	274	バス6台	12:05	14:35	
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40	
		9:20	11:20	122	バス3台	12:20	14:50	
		日田市 真喜良小学校区 石垣町 (208)	9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:15
			9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
			10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		大分市 浜崎町 (1,000)	10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
			10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
			浜崎町(87)		87			
			新栄町(78)		78	バス4台	13:50	16:35
石垣市 新川小学校区 新栄町 (324)	11:05	13:05	324	バス7台	14:05	16:50		
	別府市計				561人	13台		
日田市計				208人	5台			
大分市計				1,489人	33台			

## 本計画(石垣市⇒別府市)における検討

### 大分県の整理

○別府市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「別府国際コンベンションセンター(以下「ビーコンプラザ」という)」を避難先連絡所として選定。

(主な理由)

- ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、個人スペースの設置が可能であること
- ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
- ・住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 日田市における拠点施設(避難先連絡所)について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の日田市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「アオーゼ」を避難先連絡所とした。

名称:日田市複合文化施設AOSE  
構造:鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
3階建て  
敷地面積:5,708.7㎡  
延床面積:4,370㎡



### 受入に関する調整項目

- ①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)  
→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等、約30名程度での避難先連絡所運営を想定。
- ②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→1階音楽室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。
- ③各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→アオーゼを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。
- ④日田市民への周知及び広報の時期・方法  
→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや市民のアオーゼの使用が制限されること等を大分県、日田市のHPや公式SNS等で周知する。  
既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 日田市における拠点施設(避難先連絡所)について

### 勤務員人数

日田市 受入人数 3日目:208人

3日目

県職員 5名(看護師等を含む)

市職員 5名(看護師等を含む)

委託先事業者 20名

合計 30名

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動
		石垣空港発	福岡空港着				別府市(2時間30分) 日田市(1時間45分) 大分市(2時間45分)
別府市	石垣市	9:05	11:05	274	バス6台	12:05	14:35
	真喜良小学校区	9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:40
	新川町 (561)	9:20	11:20	122	バス3台	12:20	14:50
3 日 目 日田市	石垣市			43	バス1台		14:05
	真喜良小学校区 石垣町 (208)	9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:15
大分市	石垣市	9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
	新川小学校区	10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
	浜崎町 (1,000)	10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
	浜崎町(87) 新栄町(78)	10:50	12:50	87 78	バス4台	13:50	16:35
	石垣市 新川小学校区 新栄町 (324)	11:05	13:05	324	バス7台	14:05	16:50
別府市計				561人	13台		
日田市計				208人	5台		
大分市計				1,489人	33台		

## 本計画(石垣市⇒日田市)における検討

### 大分県の整理

○日田市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「日田市複合文化施設AOSE(以下「アオーゼ」という)」を避難先連絡所として選定。

(主な理由)

- ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、個人スペースの設置が可能であること
- ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
- ・住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 由布市における拠点施設(避難先連絡所)について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の由布市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「湯布院スポーツセンター」を避難先連絡所とした。

名称:湯布院スポーツセンター  
構造:鉄筋コンクリート  
2階建て  
敷地面積:188,931㎡  
延床面積: 1,425㎡



### 受入に関する調整項目

- ①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)  
→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等、約50名～100名程度での避難先連絡所運営を想定。
- ②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→1階大研修室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。
- ③各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→湯布院スポーツセンターを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。
- ④由布市民への周知及び広報の時期・方法  
→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや市民の湯布院スポーツセンター使用が制限されること等を大分県、由布市のHPや公式SNS等で周知する。  
既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 由布市における拠点施設(避難先連絡所)について

### 勤務員人数

由布市 受入人数 4日目:371人 5日目:1,579人

	4日目	5日目
県職員	5名(看護師等を含む)	10名(看護師等を含む)
市職員	5名(看護師等を含む)	10名(看護師等を含む)
委託先事業者	40名	80名
合計	50名	100名

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動 大分市(2時間45分) 由布市(2時間15分)
		石垣空港発	福岡空港着				
大分市	石垣市 新川小学校区 新栄町 (1,830)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:50
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:55
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	15:05
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	15:15
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:30
		10:25	12:25	335	バス7台	13:25	16:10
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	16:15
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	16:25
		10:50	12:50	129	バス3台	13:50	16:35
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05	16:20
大分市計				1,959人	44台		
由布市計				371人	8台		
避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動 由布市(2時間15分) 九重町(2時間00分)
		石垣空港発	福岡空港着				
5 日 目	由布市	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:20
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:25
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:35
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:45
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:00
		10:25	12:25	321	バス7台	13:25	15:40
		10:30	12:30	93	バス2台	13:30	15:45
		10:40	12:40	165	バス4台	13:40	15:40
		10:50	12:50	165	バス4台	13:50	15:50
		由布市計				1,579人	35台
九重町計				402人	10台		

## 本計画(石垣市⇒由布市)における検討

### 大分県の整理

○由布市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「湯布院スポーツセンター」を避難先連絡所として選定。

(主な理由)

- ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、個人スペースの設置が可能であること
- ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
- ・住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 九重町における拠点施設(避難先連絡所)について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の九重町到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「九重文化センター」を避難先連絡所とした。

名称:九重文化センター  
構造:鉄筋コンクリート造一部軽量鉄骨造  
地上2階(一部地階)  
敷地面積:5,349.00㎡  
延床面積:5,382.09㎡

災害時の指定避難所として指定されている。



### 受入に関する調整項目

- ①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)  
→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等、約50名程度での避難先連絡所運営を想定。
- ②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備  
→2階大会議室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。
- ③各受入施設への輸送手段及び誘導方法  
→九重文化センターを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。
- ④九重町民への周知及び広報の時期・方法  
→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや町民の九重文化センターの使用が制限されること等を大分県、九重町のHPや公式SNS等で周知する。  
既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

# 拠点施設(避難先連絡所)の選定について

## 九重町における拠点施設(避難先連絡所)について

### 勤務員人数

九重町 受入人数 5日目: 402人

5日目

県職員 5名(看護師等を含む)

市職員 5名(看護師等を含む)

委託先事業者 40名

合計 50名

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動 由布市(2時間15分) 九重町(2時間00分)
		石垣空港発	福岡空港着				
由布市	石垣市 真喜良小学校区 新川町 (1,486)	9:05	11:05	335	バス7台	12:05	14:20
		9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:25
		9:20	11:20	165	バス4台	12:20	14:35
		9:30	11:30	165	バス4台	12:30	14:45
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	15:00
		10:25	12:25	321	バス7台	13:25	15:40
5 日 目 九重町	新川(93) 美崎町(72) 石垣市 新川小学校区 美崎町(330)	10:30	12:30	93	バス2台	13:30	15:45
		10:40	12:40	72	バス2台	13:30	15:30
		10:50	12:50	165	バス4台	13:40	15:40
由布市計				1,579人	35台		
九重町計				402人	10台		

## 本計画(石垣市⇒九重町)における検討

### 大分県の整理

○九重町での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「九重文化センター」を避難先連絡所として選定。

(主な理由)

- ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、個人スペースの設置が可能であること
- ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること

# 拠点施設(避難先連絡所)の開設準備について

## 避難先連絡所の開設に係る準備事項

項目	内容①	内容②	実施主体		
			県	市町	事業者
■ 使用施設の確保	・対象施設の選定	・対象施設の選定と現況把握	主	連携	
	・借上げ条件の整理	・利用可能エリアの確認	主	連携	
		・常設設備・備品等の使用可否の確認	主	連携	
		・現状回復条件の確認	主	連携	
	・契約手続き		主	連携	
■ 運営環境確認	・利用エリアレイアウト案作成	・利用エリア毎のレイアウト案、資材設置案の整理	主	連携	連携
	・業務の整理	・機能毎に委託の対象業務／対象外業務の整理	主	連携	連携
	・業務毎の体制案の検討	・上記業務毎の役割と運営人数の整理	主	連携	連携
	・宿泊エリア住民割振り案作成		主	連携	連携
■ 委託事業者の選定	・選定業務と契約手続き		主		
■ 業務マニュアル準備	・運営マニュアルの策定	・全体運営マニュアル	連携	連携	主
		・各機能毎のマニュアル(全体版を補足)	連携	連携	主
■ 運営体制整備	・運営体制の確立	・各利用エリア毎に必要な資材の調達、及び設置	連携	連携	主
		・各機能毎の必要人員の確保	連携	連携	主
		・全体運営説明会と、実動の確認を行う	主	連携	サブ

# 拠点施設(避難先連絡所)の開設準備について

## 避難先連絡所の開設に必要な物品等(一案)

番号	使用区画	物品	備考	
1	受付区画用	会場設営用	パーティション	区画分離・プライバシーの確保
2			テープまたはカラーコーン	入口動線、出口動線の明示
3			会場案内板	動線・トイレ等の明示
4		通常窓口用	長机	窓口対応職員用
5			パイプ椅子	職員、避難住民用
6			PC	避難住民台帳の確認作業等に使用
7			モニター	避難住民台帳の確認作業等に使用
8			プリンター	
9			電源コンセント	PC・プリンターの電源確保
10			筆記具	ペン、マーカー等
11			手渡し用資料	避難生活における留意事項、生活情報等
12	要配慮窓口用	長机	窓口対応職員用	
13			パイプ椅子	職員、避難住民用
14			PC	避難住民台帳の確認作業等に使用
15			モニター	避難住民台帳の確認作業等に使用
16			プリンター	
17			電源コンセント	PC・プリンターの電源確保
18			筆談用ボード	
19			筆記具	ペン、マーカー等
20			手渡し用資料	避難生活における留意事項、生活情報等
21		待合区画用		椅子
22			バス案内用モニター	バス発着情報の掲示用
23			バス案内用PC	バス発着情報の掲示用
24			掲示用パネル	避難生活における留意事項、生活情報等の掲示
25	誘導区画用		テープまたはカラーコーン	入口動線、出口動線の明示
26			連絡用電話：スマホ	バス発着情報の共有用
27			会場案内板	動線・トイレ等の明示
28			拡声器	
29			バス待合所用椅子	避難住民用

番号	使用区画	物品	備考	
30	調整区画用		ホワイトボード	避難先連絡所内の状況整理・共有用
31			ホワイトボード用マーカー	避難先連絡所内の状況整理・共有用
32			筆記具	ペン、マーカー等
33			長机	職員用
34			椅子	職員用
35			PC	
36			モニター	
37			プリンター	
38			コードリール	PC・プリンターの電源確保
39			電源コンセント	PC・プリンターの電源確保
40			連絡用電話	避難状況の把握・情報共有用

※一時宿泊に必要な物品等については今後検討

# 拠点施設(避難先連絡所)の開設準備について

## 避難先連絡所の運營業務の整理

### ○基本的な考え方

避難先連絡所の運営に当たっては、民間事業者への委託を前提に県及び市町職員と連携し実施する。

業務項目	内容 ①	内容 ②	実施主体(委託可否)		
			県	市町	事業者
■ 事務局運營業務	・避難先連絡所運営	・全体統括代行	支援	支援	委託
	・関係各所との協議調整	・関係自治体との協議・調整業務	支援	支援	委託
		・施設との協議・調整業務	支援	支援	委託
		・関係各事業者や団体との協議・調整業務	支援	支援	委託
	・運営要員のシフト管理		支援	支援	委託
	・物資の管理	・物資の(物品・食・飲料等)調達・供与業務	支援	支援	委託
・物資の管理業務		支援	支援	委託	
・清算関連業務		支援	支援	委託	
■ 誘導管理	・交通車両発着誘導業務	・福岡空港からの到着車両／各宿泊施設への出発車両対応	支援	支援	委託
		・各宿泊施設⇄避難先連絡所循環車両対応	支援	支援	委託
	・施設内誘導業務		支援	支援	委託
■ 受付ブース運営	・受付業務全般管理		支援	支援	委託
	・受付業務	・避難住民到着時受付業務	支援	支援	委託
		・要配慮者受付業務	主(専門機関)		支援
		・健康相談窓口業務	主(専門機関)		支援
	・生活相談窓口・情報発信業務(内容によって直接実施)	支援	支援	(委託)	
■ 救護ブース運営			主(専門機関)		支援
■ 宿泊エリア運営	・宿泊環境の整備	・物資(寝具、食事、飲料、生活必需品等)の調達と供与	支援	支援	委託

# 拠点施設(避難先連絡所)での受付方法について(書面)

避難準備段階

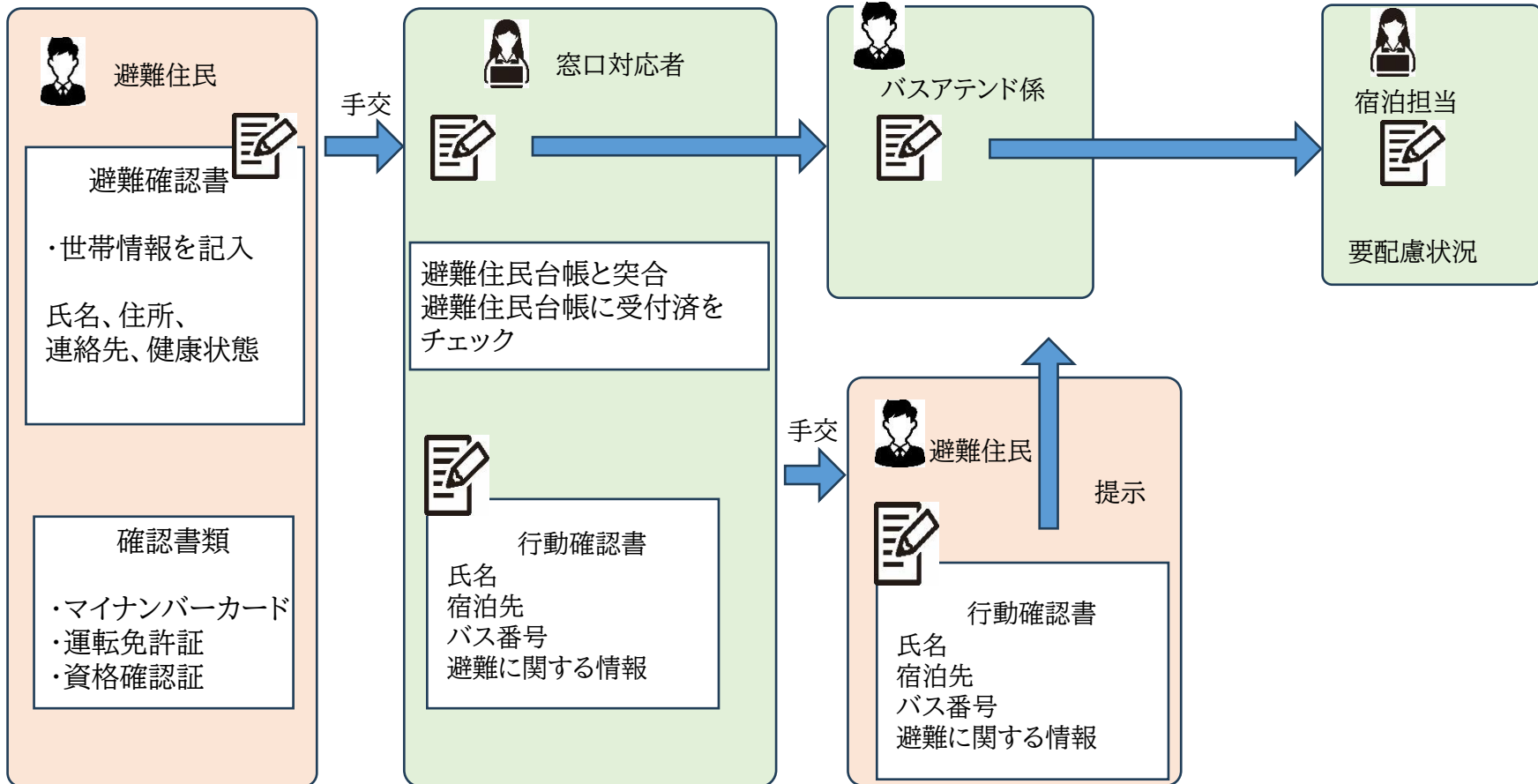
避難元自治体  
・避難住民情報の事前提供  
(氏名、住所、連絡先、  
要配慮事項等)

避難先自治体  
・移動経路の指定  
・宿泊施設の指定

避難住民台帳の事前共有

(身元確認)

受付時



# 拠点施設(避難先連絡所)での受付方法について(電子的共有)

避難準備段階

避難段階

避難元自治体  
・避難住民情報の事前提供  
(氏名、住所、連絡先、  
要配慮事項等)

避難先自治体  
・移動経路の指定  
・宿泊施設の指定

避難確認書



避難住民台帳の事前共有 (クラウド)

事前交付

窓口対応者

QR読込

必要情報のみ入手

- ・健康状況の確認
- ・健康状況の反映

避難受付済証(仮)

氏名  
宿泊先  
バス降り場  
避難に関する情報

提示

避難住民

避難確認書

氏名  
避難名簿番号  
航空便  
宿泊先  
QRコード

避難確認書紛失時

確認書類

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・資格確認証

避難受付済証(仮)

氏名  
宿泊先  
バス降り場  
避難に関する情報

手交

受付時

バス担当者

乗車記録更新 - QR読込

バス降り場のみ確認

提示

避難確認書

避難受付済証(仮)

避難住民

バス乗車時

名簿情報入手

問診結果反映

宿泊担当

問診等

提示

避難確認書

避難住民

宿泊所到着時

# 避難住民への情報発信体制について

## 考え方

- 避難住民への情報発信は、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット等のほか様々な広報手段を活用して、避難住民に迅速に情報を提供する。
- 避難住民への情報発信はできる限り窓口を一本化し、情報を集約・整理したうえで発信を行う。
- 時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意し、適切な時期に情報発信を行う。

## 本計画における検討

### 大分県の整理

#### ①避難準備段階

・避難後の生活への不安を解消するため、大分県及び各受入市町の必要な情報を事前に石垣市と共有し、避難住民への周知を依頼する。

※避難生活における留意事項、各受入市町での生活情報、医療・福祉・教育関係情報、防災情報

#### ②受付時

・避難先連絡所での受付時に、生活情報等の資料を配布し説明を行う。

※宿泊施設案内、避難生活における留意事項、各受入市町での生活情報、医療・福祉・教育関係情報、防災情報、相談窓口連絡先

#### ③避難後

・生活情報等の広く住民向けの情報発信は、従来どおり大分県及び各受入市町が情報発信を行う。

※県民及び各受入市町の住民向けの通常的生活情報 等

・避難住民向けの情報発信は、石垣市が一元的に集約し情報発信を行う。

※避難住民の就学・就労支援に関する情報、長期避難住宅での受入情報 等

# 避難住民への情報発信体制について

## ①避難準備段階

- ・受付時に避難住民への十分な説明時間を取ることが困難なため、避難後の生活に必要な情報は事前に整理のうえ、石垣市に送付し、住民に情報提供を依頼する。
- ・事前提供する情報は、以下の内容を想定しているが、今後石垣市との調整のうえ決定する。

### 避難生活における留意事項



- ✓ 避難生活の基本ルール
- ✓ 避難先連絡所内の相談窓口の連絡先 等

### 各受入市町での生活情報



- ✓ 避難生活以外の生活情報  
(コインランドリー、スポーツ施設一覧 等)

### 医療・福祉・教育関係資料



- ✓ 医療・福祉(介護・保育)・教育提供体制
- ✓ 医療機関リスト・学校情報 等

### 防災情報



- ✓ 災害発生時の対応
- ✓ 指定避難場所一覧 等

## ②避難先連絡所での受付時

- ・受付時には、事前に送付した資料に加え、宿泊施設案内やその他重要事項を記載した資料を配布する。
- ・資料の説明は、各宿泊施設行きバス乗車前の待合スペースで行い、最低限の説明のみとする。

### 資料配布

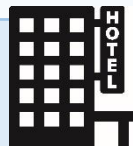
#### 避難生活における留意事項

#### 各受入市町での生活情報

#### 医療・福祉・教育関係資料

#### 防災情報

#### 宿泊施設案内



- ✓ 宿泊施設の基本情報
- ✓ 宿泊施設での生活上のルール

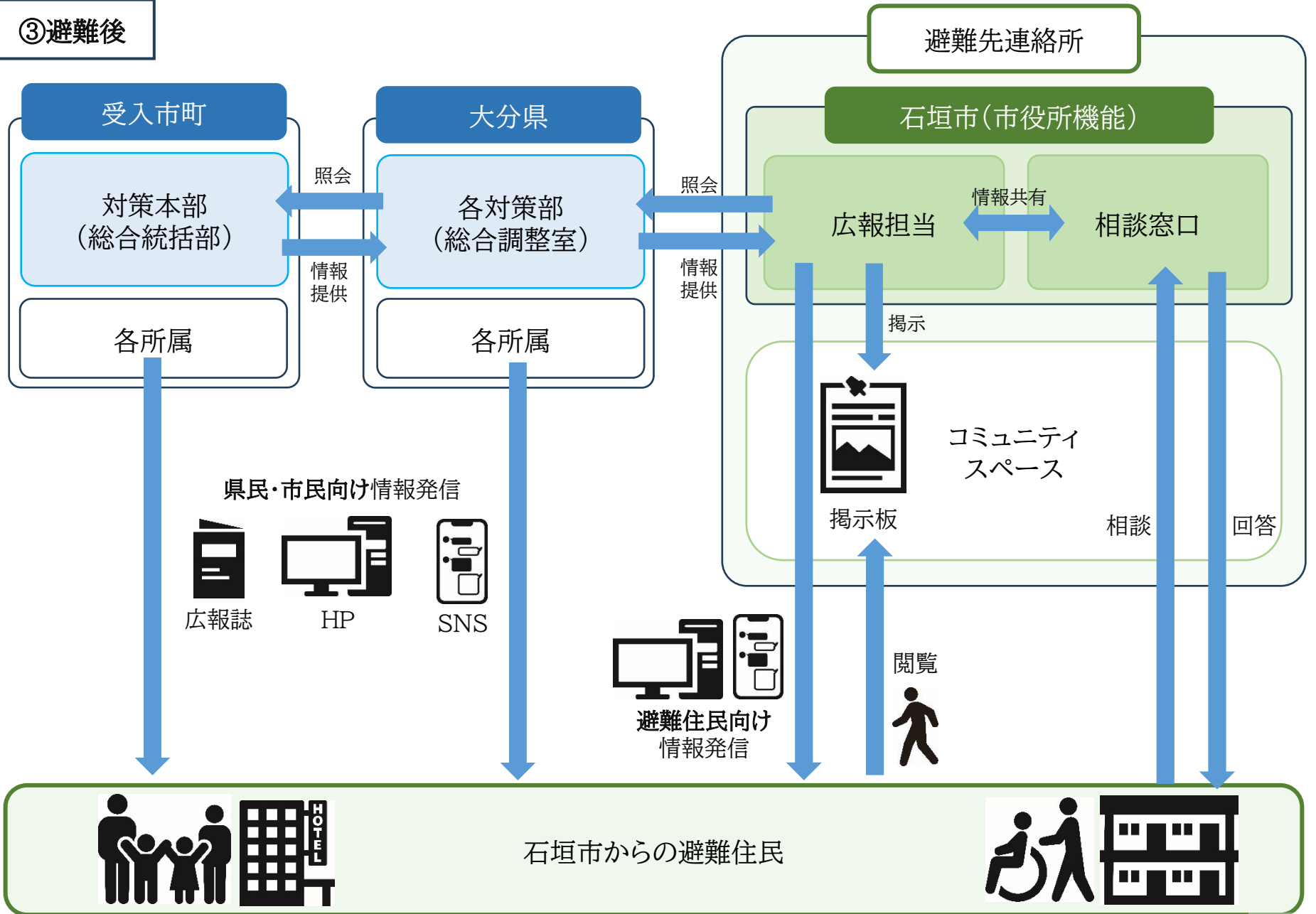
#### その他重要事項



- ✓ 相談窓口連絡先
- ✓ その他早期に伝える必要がある事項

# 避難住民への情報発信体制について

## ③避難後



# 拠点施設(避難先連絡所)での情報発信体制について

## 石垣市(市役所機能)

- 設置場所  
各避難先連絡所

### ○相談窓口の設置

- ・避難住民の相談を受け付けるための相談窓口(カウンター)を設置するほか、電話での受付体制を取る。
- ・相談窓口での対応は石垣市役所職員で対応する。(職員が不足する場合には、委託を検討する。)
- ・避難住民からの相談・要望に対し、必要に応じて大分県の各対策部と調整のうえ回答する。
- ・要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段を確保しておく。(通訳者、筆談 等)

### ○広報担当

- ・石垣市広報担当は、石垣市からの避難住民を対象とした情報発信を行う。
- ・石垣市のHPやSNSによる情報発信のほか、コミュニティスペース内に掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。
- ・広報担当は相談窓口と情報共有をすることでニーズの把握に努め、適切な時期に必要な情報を提供する。
- ・各ホテル等の避難住民の代表者と協力し、広報誌やチラシをホテル等に配布する体制を作る。
- ・認知症高齢者など情報の伝達に困難が生じる場合がある人に対しては、個別に情報伝達手段の確保に努める。

## コミュニティスペース

- 設置場所  
各避難先連絡所

### ○掲示板の設置

- ・避難住民が必要な情報を容易に得ることができるように情報を分類し、掲示板のエリア分けて掲示する。
- ・掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努める。
- ・掲示物だけでなく、必要に応じて広報誌・チラシ等の配布も行う。

### ○テレビの設置

- ・コミュニティスペースには、報道機関からの情報が得られるようテレビを設置する。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する。

# 拠点施設(避難先連絡所)に係る課題について

## 避難先連絡所施設利用時の課題

### ○施設側との調整

- ・指定管理者や入居する直営施設・民営施設との事前調整が必須
- ・施設利用料や補償(指定管理料への影響、民営施設の営業補償等)の範囲・負担者の明確化が必要

### ○施設利用者との調整

- ・施設を確保する際、既に予約が入っている場合は、施設予約者との調整(予約キャンセル等のお願い)が必須
- ・施設の使用にあたり、予定していた催事の中止・変更に伴う施設予約者への損失補償
- ・施設予約者との調整には時間を要し相当な負担が生じることが想定される(誰が調整するのか)
- ・施設予約者がキャンセルに応じるかは未知数(1日でも催事等で使用する部屋は宿泊に使用することは困難)

### ○施設利用の不確実性

- ・施設側との調整が困難な場合、避難先連絡所の機能(受付業務、宿泊、役場機能、相談窓口、つどいの場等)を分割し、施設を確保することも検討

## 避難先連絡所運営に係る課題

### ○受付業務の効率化

- ・必要事項の事前登録、福岡空港からのバス内で本人確認(受付、説明)等により福岡空港からホテルへ直行することができないか。(避難先連絡所での受付業務は最小限とする。)

### ○役割の明確化

- ・避難先連絡所の運営にあたり避難先自治体(県・市)、避難元自治体が担う業務の明確化が必要

# 避難先連絡所での業務実施上の課題について

## 窓口受付時の課題

- 受付業務の効率化
  - ・受付の省略について引き続き検討が必要  
(輸送段階で本人確認を行っており、宿泊施設ごとに割り振られているのであれば、宿泊施設に直行できるのでは)
  - ・本人確認に要する時間の省略(QRコードやKintoneなどを活用し、デジタルを活用した管理が望ましい。)

## 誘導に係る課題

- 避難住民の負担軽減
  - ・避難先連絡所内での荷物の管理や要配慮者・高齢者の移動手段の確保、サポート体制など避難住民の負担を軽減する方法を引き続き検討が必要

## 一時宿泊機能の課題

- 一時宿泊場所の割当
  - ・避難先連絡所での宿泊者が発生する場合、ホテル等の宿泊施設を含めた割当検討(考え方の整理)が必要
- 施設機能の不足
  - ・入浴施設のない施設や入浴施設の不足が見込まれる場合には、近隣の入浴施設の利用の利用について今後検討が必要(輸送方法を含む)

## 情報発信に係る課題

- 情報発信体制の確保
  - ・石垣市の行政発信体制については、石垣市での検討内容とすり合わせを行う必要がある。
- 要配慮者への情報発信
  - ・手話通訳者や外国人のための通訳・翻訳者との協力体制の確保が必要。
  - ・認知症高齢者など情報の伝達に困難が生じる場合がある人に対しては、個別に情報伝達手段を確保することが必要となる。事前に関係者間で情報伝達方法を確認しておく必要がある。

## 避難者への行政サービス実施上の課題

- 行政サービス提供体制の構築
  - ・複数の自治体に分散避難するため、行政機能の本部の設置場所や各避難先自治体に設置する市役所機能で対応する業務等については、石垣市及び大分県での検討が必要。
  - ・石垣市役所職員も複数の自治体に分散することから必要な行政サービスを提供する人数が確保できない可能性がある。その場合は、避難住民の活用(臨時職員への採用も含む)や民間委託等を含めて検討が必要。
- 提供サービスの格差
  - ・避難先により行政サービスに差がでることがないように、石垣市において事前に行政サービスの見直しも含めて検討が必要ではないか。

# 宿泊施設の供与

## 1. 宿泊施設への避難に関する基本的考え方

- 宿泊施設へ避難するために、必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。

## 2. 関係者の役割分担

○ 宿泊施設に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	被災者救援部 避難所対策班	宿泊施設の供与に係る外部委託の調整及び委託 宿泊施設の確保に係る外部委託先との調整 宿泊施設の供与に係る県対策本部各班・各市町との調整 避難住民の個別のニーズに基づく対応調整及び対応 宿泊施設への職員等の派遣の調整、要請及び派遣 避難住民の台帳管理、避難住民数及び状況等の全般把握
	支援物資部 支援物資班	食品・飲料等の給与に係る全般調整 生活必需品等の給与又は貸与に係る全般調整
	児童生徒対策部 児童生徒対策班	学用品の供与に係る全般調整
市町村対策本部	総合統括部	確保された宿泊施設への避難住民の割振に係る調整 避難住民の個別のニーズ把握及び対応 宿泊施設の供与に係る県及び市町対策本部各班との調整 宿泊施設への職員の派遣の細部調整及び派遣 避難住民の台帳管理、避難住民数及び状況等の把握・報告
	物資支援部	食品・飲料等の給与に係る細部調整 生活必需品等の給与又は貸与に係る細部調整
	児童・生徒対策部	学用品の供与に係る細部調整
	株式会社〇〇旅行	確保された宿泊施設に避難住民を割振のための職員を派遣
ホテル・旅館事業者 <現時点で記載不要 (以下の事業者の記載も同様)>	○〇ホテル	必要最小限度のサービスの提供
	ホテル△△	
	●●旅館	
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、必要な支援を実施

# 宿泊施設の供与

## 3. 全体調整フロー

- ①石垣市：沖縄県に、避難住民等の人数や世帯構成等※1について報告する。
- ②沖縄県：石垣市からの報告を取りまとめ、大分県に避難住民の情報を提供する。
- ③大分県：宿泊関係事業者へ**宿泊施設のリスト**※2作成・宿泊収容数の確保等を依頼する。
- ④**宿泊関係事業者**：**宿泊施設のリスト**を取りまとめた上で、管内市町・宿泊関係事業者と交渉し、受入れ可能な収容数を確保する。確保後は**宿泊施設への割り振り**※3を行う。  
※適宜、関係者に割振状況を提供する。
- ⑤ **宿泊関係事業者**：移送・受入に向けてバス会社及び宿泊施設、石垣市（避難元）、各市町と連絡調整を行う。
- ⑥ 石垣市：避難住民等に対して避難開始までに避難先・生活支援などの説明を事前に行う。
- ⑦ 大分県：バス事業者と交渉の上、決定された輸送計画に基づいて移送を行う。
- ⑧各ホテル：避難住民の受入れを行う。

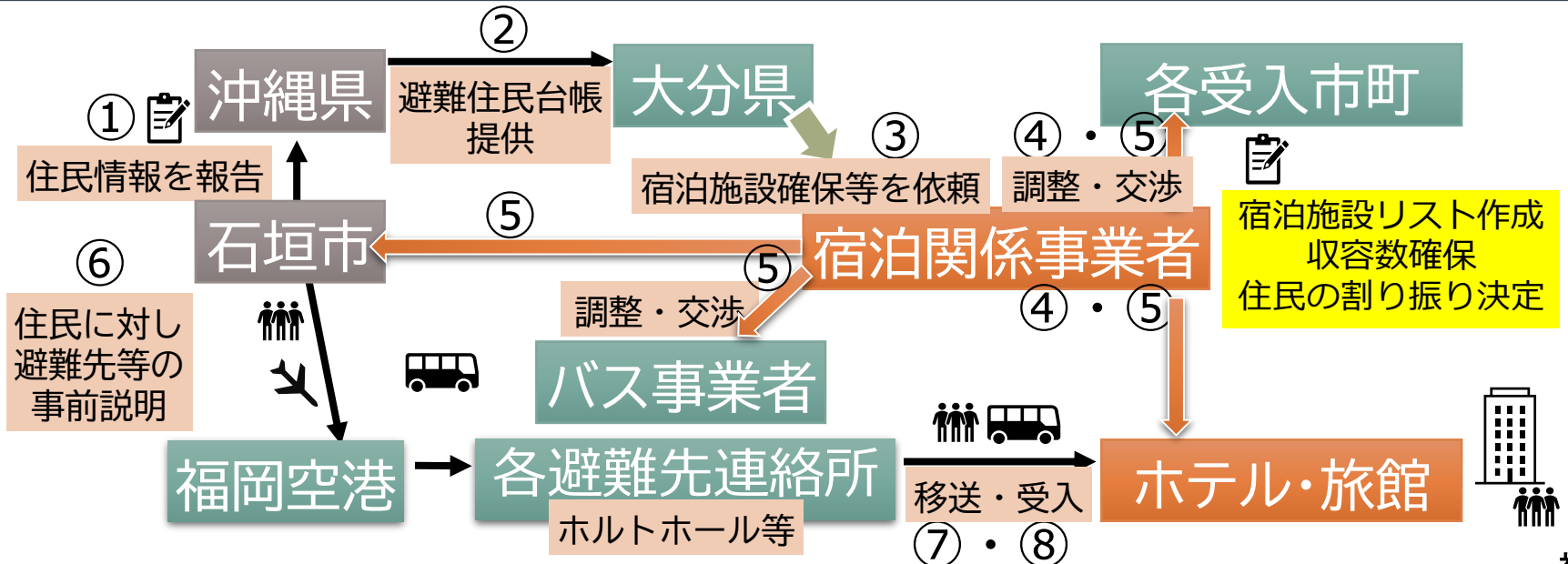
※1「避難住民台帳」(一例)参照

※2「宿泊施設リスト」(一例)参照

※3割り振りの基本ルール(一例)参照

### ※4 基準額内での確保が困難な場合

- ①県(被災者救援部→対策本部総務班)・・・基準額での確保困難な状況発生(特別協議の調整依頼)
- ②県(対策本部総務班)→国(内閣府政策統括官)・・・特別協議の事前調整(事前報告)
- ③国(財務省への協議)
- ④県(知事)→国(内閣府)・・・特別協議の意見の申出(正式依頼)
- ⑤国(内閣総理大臣による特別基準の設定)
- ⑥国(内閣府)→県(知事)・・・特別基準額の通知(通告)
- ⑦県(対策本部総務班→被災者救援部)・・・特別基準額内での調整、確保



# 宿泊施設の供与

避難住民への宿泊施設の提供に係る準備・調整事項

受入1か月前

① 宿泊施設の確保  
受け入れ可能施設  
のリストアップ

## 【業務の流れ】

○ 受入先市町の宿泊施設(ホテル・旅館)に対して、避難住民の受け入れが可能な施設をリストアップ

○ 宿泊施設への連絡調整は、宿泊関係事業者、県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携して実施する。

## 【施設への確認内容】

提供可能な部屋数/バリアフリー対応/Wi-Fi/ペット 等

※ リストのイメージ

受付番号	施設情報										
	施設名	郵便番号	所在地住所	管理者名	連絡担当者	連絡先	メールアドレス	協定締結状況	...	...	...

受付番号	設備等の状況															
	収容可能人数	部屋数				バリアフリー対応の有無	乳幼児対応の有無	通信設備の有無(Wi-Fi)	共用場所の有無	ペット同伴	提供可能数			...	...	...
		1人部屋	2人部屋	3人部屋	それ以上						朝	昼	夕			

② 「避難住民台帳」及び「割り振りの基本ルール」に従い、住民の割り当てを決定

## 【課題: 宿泊施設が確保できない場合】

○ 公営住宅の使用・避難先連絡所での滞在延長等を検討(担当部署との連絡調整を適切に実施)

避難住民の受入開始

# 宿泊施設の供与

避難住民への宿泊施設の提供に係る準備・調整事項

受入1か月前

①宿泊施設の確保  
受け入れ可能施設  
のリストアップ

## 【業務の流れ】

○宿泊施設を確保した後、避難住民の割り当てを検討

○避難住民の詳細情報が記載された「避難住民台帳」の作成・提供は、受援・市町村支援室(行政企画課)から沖縄県に依頼し、各部局へ共有あり

○台帳及び「割り振りの基本ルール」に従い、住民個別のニーズ等を検討した上で割り当てを決定

○割り当て決定後は、宿泊施設ごとの住民リストを作成し、各施設の関係者へ共有

②「避難住民台帳」及び  
「割り振りの基本ルール」に従い、  
住民の割り当てを決定

## 【参考:受入後の対応について】

○施設滞在中における住民ニーズの把握や情報提供、住民スペース(集会場)の設置等、住民支援を実施する。

避難住民の受入開始



# 宿泊施設の供与

## 国が示す前提条件

- 宿泊施設は全室空室、一定期間(一ヶ月程度)の一括借り上げができるものとする。  
(宿泊施設が不足する場合は公営住宅等を活用する)
- 割り振りについては、沖縄県から避難住民名簿を事前に提供してもらい、避難する前にあらかじめ決めておく。
- 要配慮者等の受け入れや宿泊施設の確保時の調整については、今後検討予定とする。

## (1) 宿泊施設

- 宿泊施設での受入れを基本とし、大分県が施設を確保。
- 宿泊施設の確保にあたっては、上限金額(一泊あたりいくら)を設定することが望ましい。

### 【対応方針】

- アンケート調査を実施し、回答のあった宿泊施設を元に作成
- 確保に当たっては、宿泊関係事業者や大分県旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して対応。
- 避難先連絡所(拠点施設)を支援拠点とすることから、できる限り避難先連絡所周辺の宿泊施設を確保。

### 【要整理事項】

- 避難住民を受入可能な宿泊施設の確保をどうするか(イベント等で空室がない場合等の代替手段)。
- 避難住民が宿泊する施設の格差(提供されるサービスの違い)の解消。
- 避難住民名簿等の個人情報の取り扱い。

## (2) 公営住宅等

○宿泊施設が不足する場合の受入先候補

### 【対応方針】

- 避難住民受入れ段階において、県、受入市町の担当課に公営住宅の提供可能な部屋数を確認
- 宿泊施設が不足し、公営住宅を提供する場合、コミュニティ維持の観点から、基本的には受入市町内にある公営住宅を優先的に確保

## (3) 宿泊施設割り振り・受入体制

○宿泊施設の割り振りは、次ページ「※3割り振りの基本ルール(一例)」に従って行う。

○受入後の宿泊施設での支援体制は、大分県、受入市町、宿泊施設等による。  
(災害時の2次避難所と同様の役割分担)

### 【対応方針】

- 宿泊施設及び部屋の割り振りについては、避難生活への影響を最小限とするため、地区・校区/家族単位で調整
- 宿泊施設の確保は県が行う。
- 宿泊施設への避難住民の受け入れは、宿泊施設の管理者と避難先自治体職員(市町)で連携して体制を整備
- 宿泊施設での避難住民へのサービスは救援主体となる避難先自治体で最低限の対応を行う。  
(災害時に災害救助法が適用された2次避難所の事例を参考に設定)

## ※3割り振りの基本ルール(一例)

- 避難者を右表の4つにカテゴライズする。
- 4つにカテゴライズした避難住民を下記の基本ルールで宿泊施設を割り当てる。

単身世帯(男性)	4 類 型
単身世帯(女性)	
一般世帯	
子育て世帯	

- 避難元自治体のコミュニティ維持の観点から、同一施設に割り振ることが望ましい。
  - 単身世帯はシングルを割り当てる。
  - 単身世帯については、性別によってフロアを分けることが望ましい。
  - 子育て世帯と単身世帯はフロアを分けることが望ましい。
  - 奇数世帯(ex.父、母、娘)の場合、部屋は隣り合ったものにすることが望ましい。  
基本的に2人部屋、シングル部屋といったように割り当てる。
- ※子どもが小さい場合(乳幼児等)は、ベビーベッドの手配なども検討する。
- 偶数世帯は2人部屋、足りない場合はシングル×2で割り当てを行うことが望ましい。

## ※3割り振りの基本ルール(一例)

○避難者を右表の4つにカテゴライズする。

○4つにカテゴライズした避難住民を下記の基本ルールで宿泊施設を割り当てる。

単身世帯(男性)	4 類 型
単身世帯(女性)	
一般世帯	
子育て世帯	

■宿泊施設の空き室状況等によって、受け入れの調整が必要な場合は協議の上、次に掲げる者を優先して対象者とする。

- ・要介護認定を受けている(要介護・要支援者)者
- ・障がいのある者
- ・乳幼児、妊産婦
- ・その他、健康面などに特に配慮を有する者
- ・上記に係る介助者

■要配慮者がいる世帯は世帯構成に応じて、部屋(シングル、ダブル、ツイン)を割り当て。また、要配慮者は同一施設に割り振ることが望ましい。

## (4) 宿泊施設内の情報提供等

### ○避難住民の情報提供体制、生活相談体制の整備

#### 【対応方針】

- 宿泊施設での過ごし方については、宿泊施設ごとに生活ルールや各種情報等が記載してあるパンフレットを避難住民に配布する。

#### (想定される情報)

- ・生活情報(スーパー、銀行、郵便局、医療機関、コインランドリー 等)
- ・防災情報(防災情報メールの登録、ハザードマップ等)
- ・保健・福祉関係情報(保育所、介護サービス事業所 等)

- 避難住民の情報共有の場として、宿泊施設の1室やロビー等を集会場として提供。

- 宿泊施設には自治体職員を配置した避難住民向けの生活相談窓口を設置しない。

- 避難住民の生活相談及び宿泊施設からの連絡対応のため、避難先連絡所に生活相談窓口を設置。  
対応職員: 避難終了後の住民サービスの継続性を踏まえ、相談窓口には避難元の職員を配置。

- 宿泊施設ごとに代表者(自治会長等)及びフロア責任者を選定するとともに、代表者が避難住民の要望等を集約の上、生活相談窓口連絡する体制を検討。(避難所と同様に運営委員会を設置することが望ましい)
  - ・代表者及びフロア責任者が集会所に集まり、情報共有、要望等の集約。
  - ・定例報告形式で、毎日定時に代表者が電話orメール等で避難先連絡所(生活相談窓口)に報告

#### 【要整理事項】

- 住民の代表者をあらかじめ選定しておき、避難住民の要望集約業務を了承してもらう必要がある。

# 食品・飲料等の給与

## 1. 食品の給与に関する基本的考え方・前提事項

- 食物アレルギーを有する者、咀嚼が難しい高齢者・乳幼児、宗教上配慮を必要とする者等のニーズに応じた特別食の確保等に努めることとする。
- 食品・飲料等の給与については、九州は平時の経済活動が行われていることを前提に、原則、必要な食料品は、市場より調達するものとする。

## 2. 関係者の役割分担

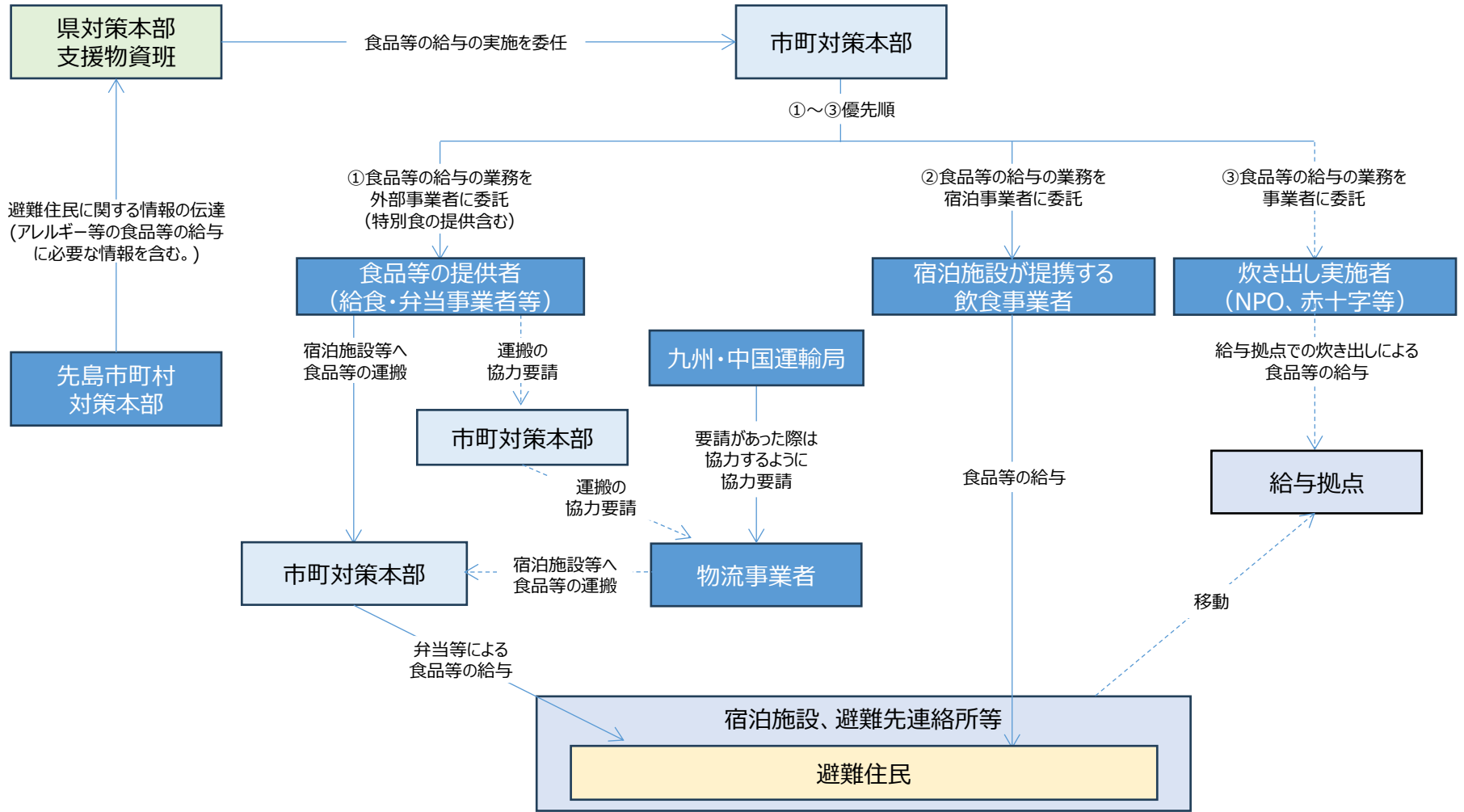
- 食品・飲料等の供与に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割	備考
県対策本部	支援物資部 支援物資班	食品・飲料等の給与に係る外部委託業者の調整及び委託（提供要請） 食品・飲料等の給与に係る外部委託業者の業務実施状況の把握 食品・飲料等の給与に係る関係団体との調整及び協力要請 市町対策本部が行う食品・飲料等の給与に係る支援、ニーズ等の把握及び対応 状況により食品・飲料等の提供に係る日本赤十字社への協力要請 状況により、備蓄している食品・飲料等の使用調整 避難住民への食品・飲料等の給与に係る状況の全般把握	
	通信輸送部 輸送調整班	運搬の協力を委託先事業者から求められた場合、物流事業者との調整及び要請 状況により、備蓄している食品・飲料等の運搬の調整	
	被災者救援部 避難所対策班	避難住民のアレルギー等の情報の全般把握	受援市町村支援室 広域 受援室と連携
市町村対策本部	総合統括部 物資支援部 被災者救援部 地域対策部 保健医療部	避難住民への食品・飲料等の給与に係る調整・取り纏め 食品・飲料等の給与に係る委託先事業者との細部調整 避難住民への食品・飲料等の給与に係る状況の細部把握 避難住民のアレルギー等の情報の収集・取得 状況により、備蓄している食品・飲料等の使用調整 状況により、備蓄している食品・飲料等の運搬の細部調整	
食品・飲料等の 給与の関係団体	○ ○ ○ ○	食事の調理から宿泊施設への食品・飲料等の運搬・引き渡し	
	△ △ △ △		
	日本赤十字社		
物流事業者	○ ○ ○ ○	状況により給食事業者等が食品・飲料等を運搬できない場合、県の要請に基づき宿泊施設まで食品等を運搬	給食事業者等が運搬の協力を求める場合
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、食品・飲料等の給与等の必要な支援を実施	
九州・中国運輸局 （国土交通省物流・自動車局）		指定公共機関の交通・物流事業者に協力要請	

# 食品・飲料等の給与

## 3. 全体調整フロー

○ 宿泊施設の滞在時の食品等の給与に係る全体調整フローは以下の通り。



# 生活必需品等の給与又は貸与

## 1. 生活必需品等の給与又は貸与に関する基本的考え方

- 避難住民のうち、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与をするものである。
- 宿泊施設の滞在時、中長期の収容施設の滞在時の2段階に分けて、必要なものを検討する。ただし、複数回にわたって給与又は貸与を行う場合においても、複数回にわたって給与又は貸与した生活必需品等に要した費用の合計が、基準額以内である必要がある。
- 生活必需品等の給与又は貸与については、九州においては平時の経済活動が行われていることを前提に、原則、必要な生活必需品等は業務を委託した事業者等を通じて調達するものとする。
- ただし、需要が急激に増えることで一時的に供給が不足することも想定して、国や日本赤十字社の物資供給への応急供給の要請を行うこととする。

## 2. 関係者の役割分担

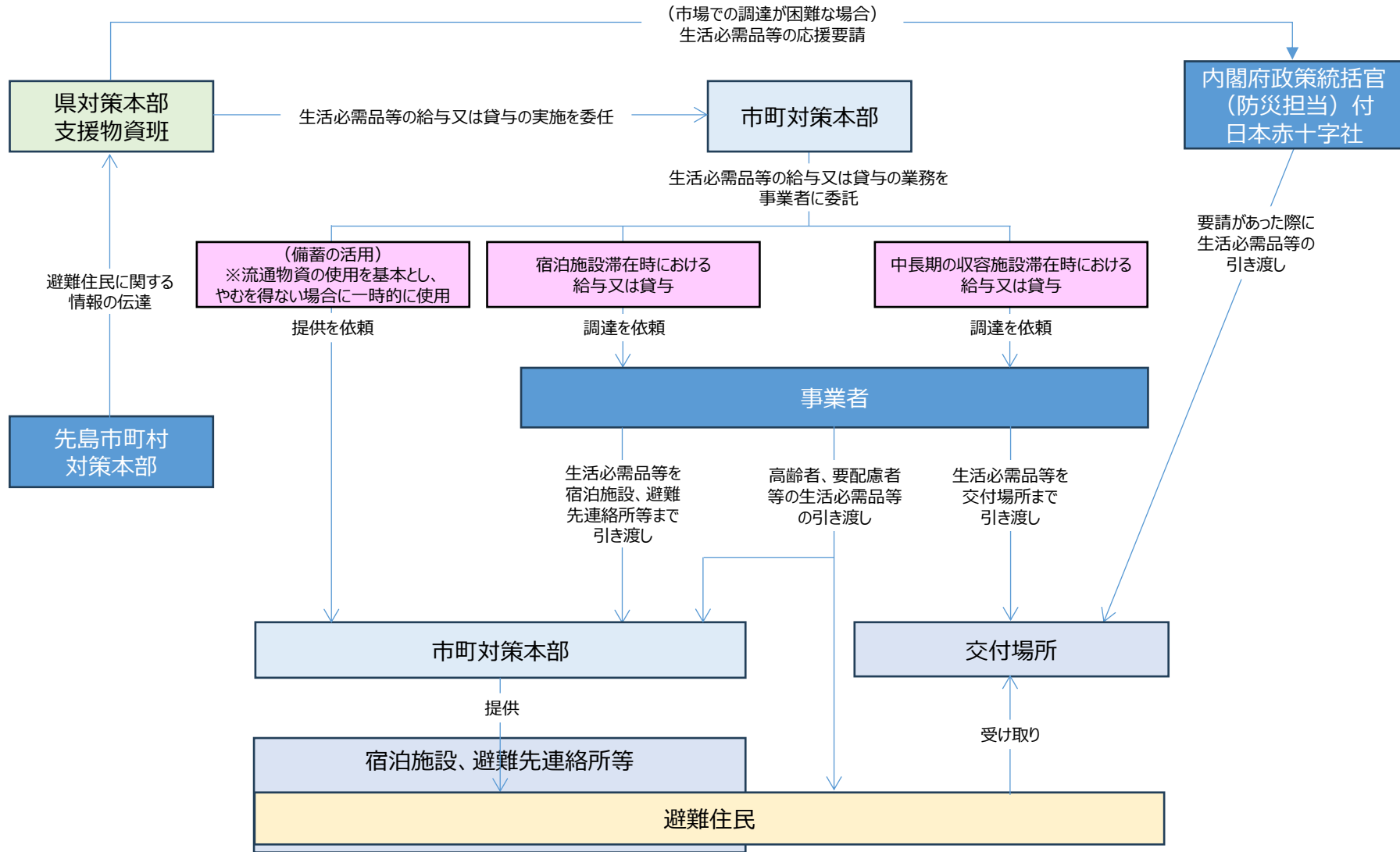
- 生活必需品等の給与又は貸与に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割	備考
県対策本部	支援物資部 支援物資班	生活必需品等の給与又は貸与に係る外部委託業者の調整及び委託（提供要請） 生活必需品等の保管に係る営業倉庫等の確保及び調整 生活必需品等の給与又は貸与に係る外部委託事業者の業務実施状況の把握 生活必需品等の給与又は貸与に係る関係団体との調整及び協力要請 市町対策本部が行う生活必需品等の給与又は貸与に係る支援、ニーズ等の把握及び対応状況により、備蓄している生活必需品等の使用調整	
	通信輸送部 輸送調整班	運搬の協力を委託先事業者から求められた場合、物流事業者との調整及び要請状況により、備蓄している生活必需品等の運搬の調整	
	被災者救援部 避難所対策班	避難住民への生活必需品等の給与又は貸与状況の全般把握	受援市町村支援室 広域受援班及び支援物資部 支援物資班と連携
市町村対策本部	総合統括部 物資支援部 被災者救援部 地域対策部 保健医療部	避難住民への生活必需品等の給与又は貸与に係る調整・取り纏め 生活必需品等の給与又は貸与に係る委託先事業者との細部調整 避難住民への生活必需品等の給与又は貸与及び提供状況の細部把握 避難住民の生活必需品等のニーズ把握 宿泊施設における生活必需品等の保管要領の把握 状況により、備蓄している生活必需品等の使用調整 状況により、備蓄している生活必需品等の運搬の細部調整	
小売事業者	〇〇株式会社 △△株式会社	生活必需品等の給与又は貸与に係る外部委託業者及び県と契約した事業者は県等の要請に基づき生活必需品等を指定の場所に運搬・引き渡し	
物流事業者	〇〇株式会社	状況により委託先事業者等が生活必需品等を運搬できない場合、県の要請に基づき宿泊施設等まで生活必需品等を運搬	委託先事業者等が運搬の協力を求める場合
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、生活必需品等の給与又は貸与等の必要な支援を実施	
日本赤十字社		県から救援の支援を求められたときは、生活必需品等の給与又は貸与等の必要な支援を実施	

# 生活必需品等の給与又は貸与

## 3. 全体調整フロー

○生活必需品等の給与又は貸与に係る全体調整フローは以下の通り。



# 食品・飲料の提供(全体方針)

## (1)全体方針

- ・民間事業者にて委託契約を行う。事務局機能は大分市近郊に集約する。
- ・県は平時であり県市町の平常業務を考慮した場合、県市町の職員だけでは対応できないため、日々の調整、食品・飲料の発注・配送、個別のニーズ対応等ができる事業者にて委託する。
- ・アレルギー等の配慮が必要な避難住民には、可能な範囲でニーズに応じるが、やむを得ない場合は冷凍食品を提供する。
- ・各宿泊施設での弁当等の配布はロビー等で各自に受領する。要配慮者についてはスタッフが臨戸で対応する。

## (2)前提

- ・冷凍食品を提供する可能性があるため、各宿泊施設に冷凍庫等を設置する。
- ・受入市町に所在する事業者からの調達を原則とし、困難な場合は近隣市町村から調達する。
- ・宿泊施設においては、在庫管理や検品のため、1名以上スタッフを常駐させる。  
(常駐スタッフは、県、受入市町、委託先事業者、宿泊施設従業員のいずれかを計画)

## (3)ニーズ集約方法

- ・飲食料の提供の有無は週に1回実施し、示された期日までに避難住民各自が申し出る。
- ・緊急性の高いものは、常駐スタッフが随時対応する。
- ・申し出は、原則、各避難住民のスマートフォン等を利用するが、対応困難と認められる避難住民は、紙媒体で申し出る。(用紙の回収は常駐スタッフが行う。)

# 物資保管拠点

## (1) 基本的な考え方

- ・短期避難、長期避難を問わず物資の保管及び在庫管理等を行う物資保管拠点施設を設ける。
- ・物資保管拠点は原則として受入市町内に設けるが、状況に応じ近隣の市町村に設ける又は複数の受入市町で共用とする等、柔軟に対応する。
- ・物資保管拠点は大分県倉庫協会に依頼し、有償で提供された施設を利用する。
- ・大分県倉庫協会の加盟事業者のない地区は、市町が保有する施設等を利用する。
- ・弁当、冷凍食品等は、物資保管拠点施設を経由せず直接各宿泊施設等に配送する。
- ・物資保管拠点施設は食品・飲料及び生活必需品で共用とするが、実情に応じ、臨機に対応する。

## (2) 拠点施設の必要性

- ・中長期にわたる在庫管理を行う際に、常に一定程度の在庫数を維持する必要がある。
- ・在庫品の品質管理や防犯上、管理担当者を設けたうえで、屋内施設で管理する必要がある。
- ・拠点施設から離れた場所で突発的な物資ニーズが生じた際、提供に時間を要するため、拠点施設は複数の地点に設ける方が望ましい。

## (3) 補足・要望事項

- ・県は平時のため、大分県倉庫協会加盟事業者の有償で依頼することを前提としており、物資保管拠点の開設に係る経費は国庫負担を要望する。
- ・検討段階においては事前に必要な物資や数量等の見積ができず、物資保管に必要な面積・耐荷重の試算ができないため物資保管拠点施設の具体化に制約を受ける。
- ・冷凍食品を提供する際に温度調整が可能な物資保管拠点の開設ができない場合、各宿泊施設等に保管用の冷凍庫を設置し、発注先から直接配送する。

# 食品・飲料の提供(移動時)

## (1)基本的な考え方

- ・自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を準用し、流通物資による対応を前提とする。

福岡空港～避難先連絡所 ※避難先連絡所～宿泊施設については提供しない。

## (2)準備

- ・福岡空港から避難先連絡所への移動の際、軽食と飲料(おにぎり、パン、お茶、水等)を提供
    - 協定に基づき、航空機の到着時刻に合わせて空港に待機している貸切バスへ搬入
- 空港での混乱を防ぐため、提供する食品・飲料は一律とし、個別ニーズへの対応は行わない。

## (3)提供方法

貸切バスの添乗員、委託事業者、受入県、市町職員等に依頼(避難元自治体職員への依頼は要調整)し、下記①②の要領で実施

- ①乗車口の横に配置し、乗車時に各自が手に取る。
- ②座席に事前に配布する。

## (4)課題・要検討事項

### 基本的な考え方

- ・協定は災害時を前提としているため、準用については協定先と要検討

### (1)準備

- ・貸切バスへの乗車方法(ターミナル集合、降機場所からそのまま乗車など)を国において決定する必要

### (2)提供方法

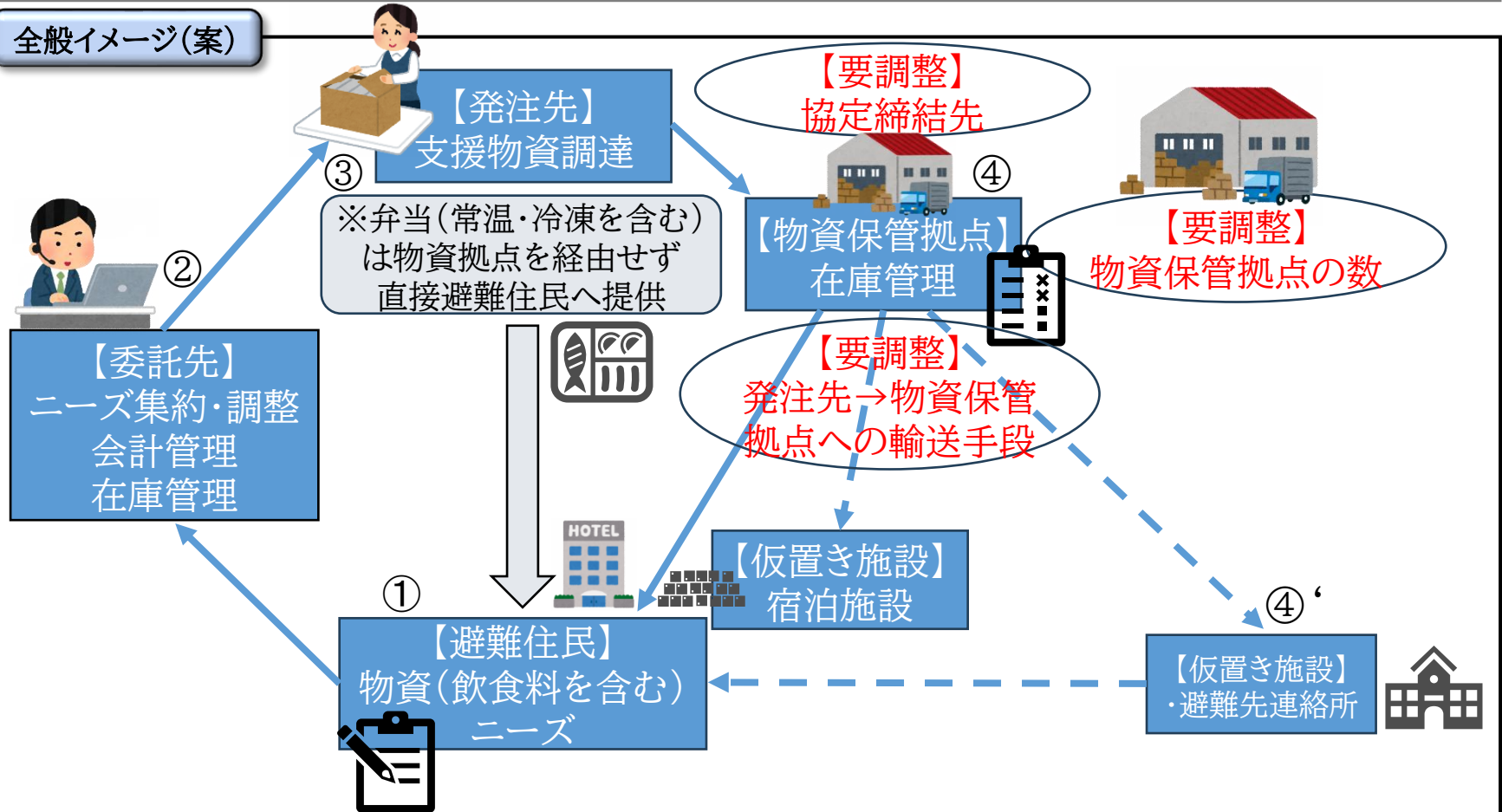
- ・軽食の種類(おにぎり or パン / おにぎり & パン)と数量(1人当り)の検討
- ・余った場合の対応…消費期限に係らずに処分
- ・発生したごみなどの対応…避難先連絡所に到着後、バスの添乗員又は避難先連絡所の従業員等が回収し処分

# 食品・飲料及び生活必需品の提供(概要版)

## 市町の状況

- ・主な保管場所として、大分県倉庫協会加盟企業から提供された倉庫を物資保管拠点として利用  
(提供を受ける倉庫が無ければ受入市町又は近隣の市町村が保有する施設を活用)
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」の締結先企業と物資保管拠点の輸送は、協定締結先が行うが、協定は災害時を前提としているため、準用については協定先と要検討
- 物資保管拠点と各宿泊施設の輸送手段は企画振興部や関係機関と協議

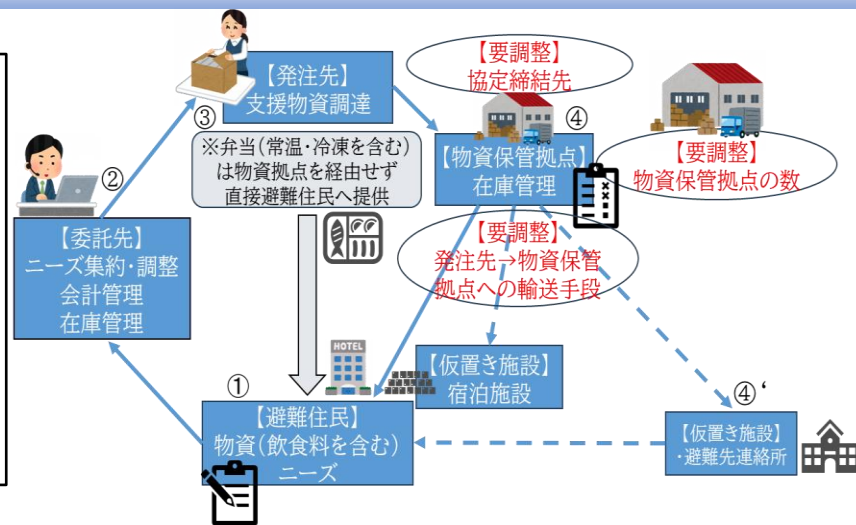
## 全般イメージ(案)



# 食品・飲料の提供(大分市)

## 対応方針

- ・大分県倉庫協会の加盟企業が多く立地していることから、協会加盟企業の営業倉庫を物資保管拠点として利用する。
- ・弁当事業者等の小売事業者が多数立地(正確な全数把握は困難)。
- ・…複数の事業者を利用すれば、相当数確保できるが、自家輸送が可能な事業者に限られる。(上記と同様、全数把握は困難)。
- ・要配慮者と配慮が不要な避難住民とで取り扱い(ニーズ集約・提供方法)を分ける。



## (1) 飲料編

物資保管拠点で在庫管理を行い、ニーズに応じて各宿泊施設等に輸送。輸送方法については、以下のとおり。

発注先

物資保管拠点  
【大分市内】

滞在(宿泊)施設

発注先事業者による自家輸送

県・受入市町又は委託先事業者による輸送

※発注先は、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」の締結先事業者を想定。

## (2) 食料編

宿泊施設での3食提供を原則とするが、3食提供不可の宿泊施設を想定し、以下のとおりとする。

発注先a

滞在(宿泊)施設

自家輸送

自家輸送

発注先b

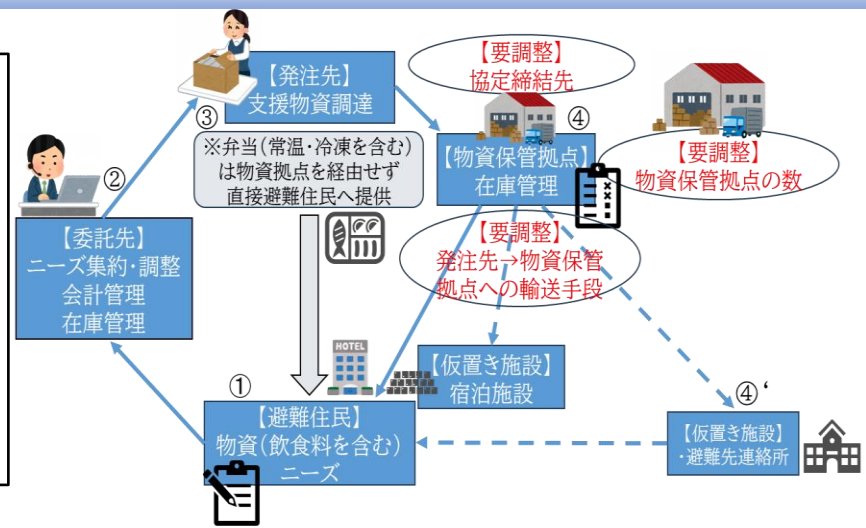
滞在(宿泊)施設

県直営

# 食品・飲料の提供(別府市・由布市)

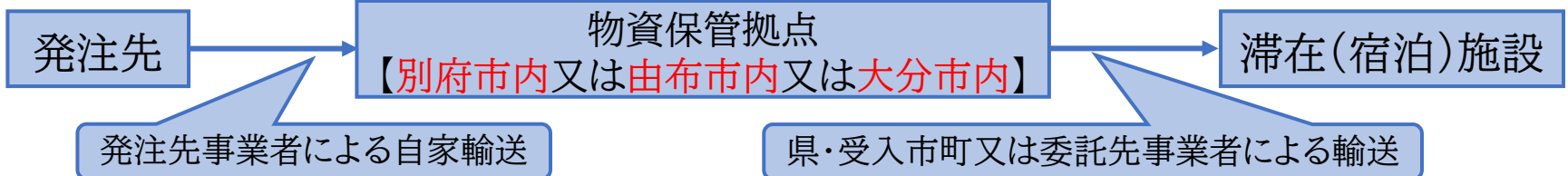
## 対応方針

- ・大分県倉庫協会の加盟企業の大半が大分市に立地しているため、状況に応じ、協会加盟企業の営業倉庫もしくは利用可能な市保有の施設を物資保管拠点として利用する。
- ・弁当事業者等の小売事業者が別府市中心部に多数立地(正確な全数把握は困難)。
- ・…複数の事業者を利用すれば、相当数確保できるが、自家輸送が可能な事業者に限られる。(上記と同様、全数把握は困難)。
- ・要配慮者と配慮が不要な避難住民とで取り扱い(ニーズ集約・提供方法)を分ける。



## (1) 飲料編

物資保管拠点で在庫管理を行い、ニーズに応じて各宿泊施設等に輸送。輸送方法については、以下のとおり。



※発注先は、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」の締結先事業者を想定。

## (2) 食料編

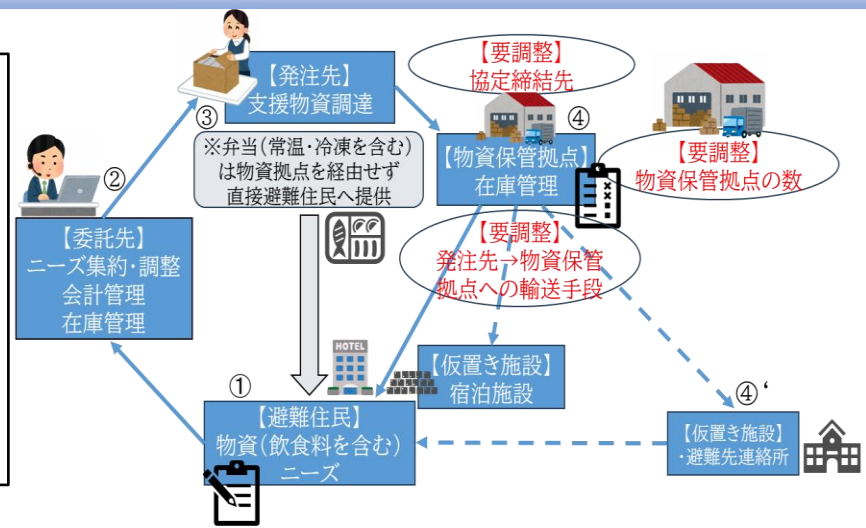
宿泊施設での3食提供を原則とするが、3食提供不可の宿泊施設を想定し、以下のとおりとする。



# 食品・飲料の提供(日田市・九重町)

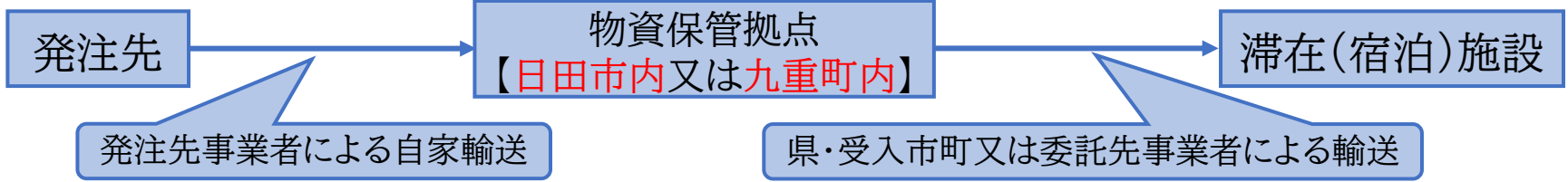
## 対応方針

- ・大分県倉庫協会の加盟企業が付近に立地していないため、市町保有の施設を物資保管拠点として利用する。
- ・弁当事業者等の小売り事業者が日田市内にしか立地しておらず、事業者数も少ないことから、継続的に弁当を提供するのは困難であるため、付近の市町村など、町外からの調達が必要。
- ・冬季は積雪による交通途絶の可能性があるため、一定数の冷凍食品を常時ストックすることが必要。
- ・要配慮者と配慮が不要な避難住民とで取り扱い(ニーズ集約・提供方法)を分ける。



## (1) 飲料編

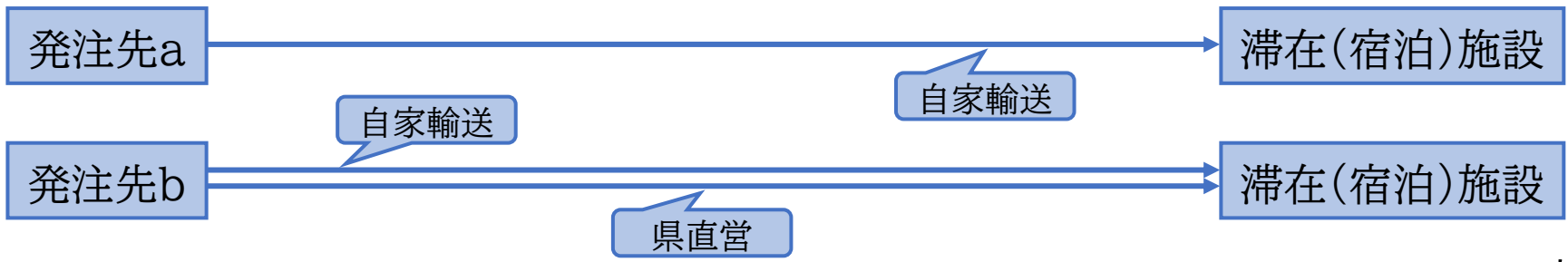
物資保管拠点で在庫管理を行い、ニーズに応じて各宿泊施設等に輸送。輸送方法については、以下のとおり。



※発注先は、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」の締結先事業者を想定。

## (2) 食料編

宿泊施設での3食提供を原則とするが、3食提供不可の宿泊施設を想定し、以下のとおりとする。



# 生活必需品の提供(全体版)

## 基本的な考え方

- ・自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を準用し、流通物資による対応を前提とする。  
(協定は災害時を前提としているため、準用については協定先と要検討。)
- ・食品・飲料と同様に、要配慮者以外のニーズ調査は電子媒体のみで行う。
- ・受入当初のアメニティは、宿泊施設において確保することを前提とする。
- ・リネン類は、宿泊施設において確保することを前提とする。
- ・提供する生活必需品の一覧を作成し、掲載品以外の生活必需品を各自で調達する場合の補助は行わない。
- ・提供する物資の一覧に含まれていない物資を各自で調達する場合の補助は行わない。  
(一覧に記載されているもので避難生活に必要なものがすべて網羅されている状態を想定)
- ・避難生活の長期化を想定し、生活必需品として必要な家電の提供を行う。
- ・家電は、宿泊施設の設備や避難時期、避難住民の家族形態等によって必要な機能等が異なるため、各自で購入したものに対する金銭の補助を検討する。
- ・対象となる家電は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジとする。
- ・宿泊施設滞在間は、原則として宿泊施設に設置している家電設備を利用する。  
(宿泊施設に設置している家電設備が利用できない場合や不十分な場合は、要望に応じて可能な範囲で対応)
- ・宿泊施設の提供に関する「割り振りの基本ルール」に則り、避難住民が4類型に分類された状態で各宿泊施設に割り当てられていることを前提とする。
- ・物資の管理方法や提供方法は、食品・飲料の提供に同じ。

## 留意事項

- ・避難住民からニーズを聞き取り、必要に応じ生活必需品のリストを見直す(見直しの際は国との協議を想定)。
- ・家電は各自で購入したものに対する金銭の補助を検討しているが、特に大型家電は受入市町での流通在庫に限りがあり、受入市町で購入することができない場合は、流通在庫のある他市町で購入する際の交通手段の提供が必要である。
- ・部屋毎の生活ごみは、フロアごとに場所を定めて置き、各自が分別し、宿泊施設で収集する。
- ・収集したごみは、各宿泊施設が契約している事業者を集荷を依頼する。

## 食品・飲料及び生活必需品の提供要領

- 1 本要領は、〇〇（事象名）の発生を受けて、県が手配した宿泊施設等を利用する石垣市からの避難住民を対象とする。
- 2 県は、物資提供に際し、原則電子媒体（〇〇ツール）を使用し必要な物資の調査を行う。ただし、県が特別な配慮が必要と認める場合は、別の方法によるものとする。
- 3 2の調査は、物資の要・不要に関わらず、示された時期までに必ず回答する。なお、緊急の場合は常駐スタッフに申し出る。
- 4 県が調達する物資は、下記(1)～(3)に限るものとし、嗜好品等は含まない。
  - (1) 食料・・・3食／日
  - (2) 飲料・・・水、お茶
  - (3) 生活必需品・・・別紙リストに記載
- 5 飲料は食事の際に必要な数を提供するが、不足する場合は第2項の調査の際に併せて申し出る。
- 6 やむを得ず別紙リストに記載のない生活必需品等の提供を希望する場合は、常駐スタッフに確認、調整する。
- 7 各種のアメニティは各宿泊施設で準備している物を各自で利用する。
- 8 食品・飲料及び生活必需品等の受け渡しは各宿泊施設のロビー（状況により避難先連絡所）で行う。

時間帯は毎日〇〇時、△△時、□□時とし、受け渡し時に受領確認のため〇〇を行う。
- 9 県が特別な配慮が必要と認めた場合は個別に対応を行う。
- 10 提供に伴い発生したゴミは、分別の上、各宿泊施設指定の場所まで搬出する。

# 生活必需品リスト(宿泊施設滞在間)

県の検討リスト		
分類	物資名	備考
衣類	下着類、シャツ、ズボン、手袋、防寒具、作業着、背広、靴下	大人用、子供用
履物	運動靴、長靴、サンダル、作業靴	大人用、子供用
寝具	布団、毛布、寝袋、枕、シーツ	基本的に宿泊施設のものを利用、不足分を提供
食器	箸、皿、茶碗、スプーン、フォーク、ラップ、アルミホイル	使い捨ての物
文房具	ペン、鉛筆、シャープペン、ハサミ、カッター、接着剤(テープやボンド等)	
衛生用品	歯ブラシ、歯磨き粉、洗剤、石鹸、おむつ、生理用品	大人用、子供用
その他日用品	タオル、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ゴミ袋、雨傘、雨ガッパ、乾電池、携帯電話充電用品	
家電	電子レンジ	冷凍食品調理用
要配慮者向け	マスク、哺乳瓶、ペット用品	ペット用品は、介助犬用

## 必要な物資リスト(国から提供された資料を参考に作成)

飲料水	水
学用品	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
	傘、靴、長靴等の通学用品
	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
	茶碗、皿、箸等の食器
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
季節用品	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの(電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット)
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

## 課題・要望事項

### 1 全般

県は物資等の提供に係る業務について、実績のある事業者に委託する計画であり、委託に必要な費用は国庫負担を要望

### 2 物資等の提供

#### ○ 提供可能な物資（生活必需品）等の一覧表の作成について

九州山口各県の避難住民に、同質・同量の救援を行い、公平性を確保するため、国として提供可能な物資（生活必需品）等の一覧表を作成（統制）することを要望  
（各県の検討成果の取り纏めと反映）

#### ○ 食品・飲料等の提供における現金給付やクーポン配布等について

弁当が必要数確保できない場合、アレルギーや個別の事情で食べられない食品がある場合等、また、満足度の高い食事を提供するためには、現金支給やクーポン配布等の幅広い検討を国に要望

#### ○ 家財の整備について

県は避難住民が中長期の収容施設に居住する際の家財の整備について、家財の購入に必要な一定程度の金銭補助を行う計画であり、金銭補助に必要な費用は国庫負担を要望

#### ○ 流通物資の保管、在庫管理等のため、民間の営業倉庫等を物資保管拠点施設として使用する計画であり、関係団体に倉庫の提供について調査を行ったところ「無償での供与は困難」と回答があったため、物資保管拠点施設等に係る費は国庫負担を要望

# 避難者の健康管理に関すること

## 考え方

- 本計画では、武力攻撃災害による傷病者は発生しておらず、大分県は平時の医療体制が確保されている想定の下、避難当初1ヶ月程度の期間における以下の救援内容、その他公衆衛生上の医療ニーズについて検討する。
  - (1) 保健師、看護師、介護士等の確保
  - (2) 保健師の派遣
    - ① 福岡空港への保健師派遣
    - ② 避難先連絡所への保健師の派遣
  - (3) バスの移動中や避難先連絡所で健康状態が悪化した避難住民(要配慮者以外の避難住民)への対応
  - (4) 巡回診療
  - (5) 透析等患者の通院先案内手順の整理
  - (6) 避難住民の精神面のケアを行う体制の確保

## 大分県の整理

- 救援の実施にあたっては、自然災害時における既存スキームの活用を基本とする。
- 保健師等の専門人材確保にあたっては、必要に応じて、人材派遣会社等を活用するとともに、医療・保健・福祉関係の団体やボランティア団体と連携して対応する。
- 情報共有にあたっては、アプリ等のICTツールを活用し、効率的に実施する。

# 避難者の健康管理に関すること

## (1)保健師、看護師、介護士等の確保

対応方針

- 保健師：県及び避難先市町の保健師
- 医師、看護師、介護士等：県医師会や県看護協会等へ派遣要請、看護師は必要に応じて派遣業者へ外部委託

## (2)保健師の派遣

### ① 福岡空港への保健師派遣

対応方針

- ニーズがあれば、直近の西部保健所を中心に派遣を検討

### ② 避難先連絡所への保健師派遣

対応方針

- 避難元自治体(石垣市の役所機能)との情報共有や健康相談への対応のため、各避難先連絡所の管区保健所からの保健師チームを3チーム程度派遣(1チームあたり保健師2名、事務1名の3名程度で構成)

※ 福岡空港から避難先連絡所への1回あたりの搬送が最大バス7台(約350人)であることから、バス1台あたり、保健師1人程度の割当を想定

## (3)バスの移動中や避難先連絡所で健康状態が悪化した避難住民(要配慮者以外の避難住民)への対応

対応方針

- バス移動中は乗務員、避難先連絡所は保健師が必要に応じて、救急車を手配し、近隣の病院へ搬送を依頼
- 持病がある方は、予め、かかりつけ医から診療情報提供書を取得しておくよう依頼

# 避難者の健康管理に関すること

## (4)巡回診療

### 対応方針

- 一般の避難者については、周辺医療機関への通院を基本。
- 巡回診療を実施する場合は、日本赤十字社(医療救護班)、医師会(JMAT)、看護協会等に対して、医師や看護師等の派遣を要請

## (5)透析等患者の通院先案内手順の整理

### 対応方針

- 対象者(透析患者)の把握は石垣市が行い、大分県へ対象者リストを共有する。
- 対象者は、かかりつけ医から診療情報提供書を作成してもらい、避難時に持参する。
- 大分県は、県内の透析医療機関に患者受入れの可否を調査のうえ、受入可能医療機関リストを作成し、対象者に配布する。
- 対象者は、リストをもとに最寄りの医療機関等を受診する。  
(自身での受診調整が困難な方へは、県が支援。)
- ※ 宿泊施設ごとにカウンターパートとなる医療機関を設定する(最寄りの医療機関を中心に設定)。
- ※ 透析患者の宿泊施設の割り当にあたっては、医療機関の受入可能数を考慮して行う。

## (6)避難者の精神面のケアを行う体制の確保

### 対応方針

- 避難生活のストレス等により、精神的不調をきたした避難住民に対応するため、こころの健康相談窓口を設置し、希望者からの相談対応を行うとともに、必要に応じて周辺の医療機関へのつなぎを行う。
- こどものケアが必要な場合は、児童相談所心理職員の派遣も検討する。

# 避難者の健康管理に関すること

## 避難先連絡所への保健師の派遣ローテーション(例)

保健師派遣表(例:別府市)				
派遣日時		所属	職員名	備考
1日目	10:00 ～ 17:00	東部保健所	保健師1	チーム1
			保健師2	
			行政職員1	
			保健師3	チーム2
			保健師4	
			行政職員2	
			保健師5	チーム3
			保健師6	
			行政職員3	
2日目	10:00 ～ 17:00	東部保健所	保健師1	チーム1
			保健師2	
			行政職員1	
			保健師3	チーム2
			保健師4	
			行政職員2	
			保健師5	チーム3
			保健師6	
			行政職員3	

○ 短期間及び日中対応のため、2日間同じ職員での対応を想定  
○ 土日祝日の場合は、別の職員での対応

# 避難者の健康管理に関すること

## 透析等患者の通院先案内手順(イメージ)

### 避難前

石垣市 ⇒ 大分県

① 透析患者のリストの提供

大分県 ⇒ 県内透析医療機関

② 患者受入可能数等の調査、  
受入可能医療機関リストの作成

大分県

③ 対象者の宿泊施設の調整  
※最寄りの透析医療機関の受入可能  
数を考慮

避難者

かかりつけ医へ診療情報提供書の作  
成を依頼

### 避難中

大分県 ⇒ 避難者

① 受入可能医療機関リストの配布・  
案内(避難先連絡所)

避難者

② 最寄りの医療機関等を受診

## 課題・要整理事項

### ① 福岡空港への保健師派遣に関する事項

福岡空港に派遣された際、迅速・的確かつ効果的な医療活動を行うため、福岡空港近隣の医療機関情報等の情報提供及び収集・整理が必要

### ② 巡回診療に関する事項

- 巡回診療の必要性の検討
- 巡回診療を行う際の体制、巡回頻度、診療範囲・内容等の検討が必要